

平成25年度
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(平成24年度対象)

平成25年9月
福岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	3
○ 教育施策の推進状況について	5
I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる	
1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長	
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	7
(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実	9
(3) キャリア教育の充実	11
(4) 特別支援教育の充実	13
2 子どもの体力の向上	
(1) 体力向上のための取組の推進	15
(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	17
II 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる	
1 学校・家庭・地域の教育力の向上	
(1) 教育力向上福岡県民運動の推進	19
2 豊かな心を持った子ども・若者の育成	
(1) 国際感覚あふれる子ども・若者の育成	21
(2) 実体験を重視した教育の推進	23
(3) 就学前教育の振興	25
(4) 読書活動の充実	27
(5) 道徳性を養う心の教育の充実	29
(6) いじめ・不登校、ひきこもり問題の解決	31
(7) 健康教育の充実	33
3 少年の非行防止と健全育成	
(1) 少年の非行防止と健全育成	35
III 信頼される学校をつくる	
1 安心して学べる学校づくり	
(1) 信頼される教職員の育成	37

(2) 児童生徒の安全確保	39
(3) 学校施設の整備・充実	41
(4) 耐震化の推進	43
(5) 教育機会の確保	45
2 魅力ある学校づくり	
(1) 地域に開かれた学校づくり	47
(2) 教育ニーズに対応する学校づくり	49
IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする	
1 文化の振興	
(1) 県民文化芸術活動の振興	51
(2) 文化資源の保存と活用	53
2 スポーツの振興	
(1) 県民スポーツ活動の振興	55
3 社会教育の推進	
(1) 社会教育活動の推進	57
(2) 社会教育施設の充実	59
V 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	
1 人権施策の推進	
(1) 人権教育・人権啓発の推進	61
注釈	63
○ 学識経験者意見	67
○ 資料等	
関係法令	
◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	76
◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）	
（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）	77
教育行政の仕組み	78
福岡県内学校数等一覧	79

はじめに

このたび、県教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、平成 24 年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

(1) 取組・事業評価

「平成 24 年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策を構成する主な取組・事業等について、点検及び評価を実施します。

(2) 施策評価

(1) の結果を踏まえ、平成 24 年度の施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な見地が求めら

れていること

- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況についての点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による意見書をもって、客観性を担保する必要があること

なお、今回の意見書については、次の三名の方にお願ひしました。

福岡教育大学 石丸 哲史 教授（教育学部社会科教育講座）

九州共立大学 古市 勝也 教授（スポーツ学部）

九州大学 村上 裕章 教授（大学院法学研究院）

4 本報告書の構成

本報告書における点検及び評価は、「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「学識経験者意見」の3部で構成しています。

このうち、「教育委員会の活動状況」については、（1）教育委員会の概要、（2）主な活動、（3）成果、（4）課題、（5）対応という、5項目から構成しています。

「教育施策の推進状況」については、「平成24年度福岡県教育施策実施計画」が定める教育施策の5つの柱ごとにこれを構成する施策の点検及び評価を行っています。施策ごとの具体的な項目としては、（1）施策の基本的なねらい、（2）主な取組・事業、（3）指標、（4）成果、（5）課題、（6）対応から構成しています。

また、「指標」については、「平成24年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた目標に向かって施策の改善が図られているかという次の4段階の基準で、指標ごとに評価を行っています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。

点検・評価結果

—教育委員会の活動状況について—

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置づけ

福岡県教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した6名の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

福岡県教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 委員の職務

委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール^{注1)}により、広く県民の意向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

4 委員の構成

委員は次の6名で構成され、保護者である委員も含まれています。委員の任期は4年で再任されることが出来ます。また、委員のうちから委員長（任期は1年で再任可）が互選され、委員長を除く委員のうちから教育長が任命されます。

（平成25年3月31日現在）

職名	氏名	委員としての任期	職業
委員長	住吉 徳彦	H19. 7. 19～H28. 10. 16 （3期目）	会社役員
委員	久留 百合子	H17. 7. 8～H25. 7. 7 （2期目）	会社役員
委員	二子石 竜子	H21. 8. 1～H25. 7. 31 （1期目）	弁護士
委員	清家 渉	H23. 10. 17～H27. 10. 16 （1期目）	医師
委員	久保田 誠二	H24. 7. 16～H28. 7. 15 （1期目）	農業
委員(教育長)	杉 光 誠	H22. 4. 1～H26. 3. 31 （1期目）	

平成24年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・開催実績 計22回 <ul style="list-style-type: none"> ①定例会：10回、②臨時会：12回 ・議決事項 41件 <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針・計画の策定：4件、②人事案件：22件、 ③審議会委員等任命・委嘱：4件、④規則の制定・改廃：7件、 ⑤文化財の指定：1件、⑥その他：3件 ・協議事項 22件（人事案件等） ・報告事項 20件（条例改正、予算関係等） <ul style="list-style-type: none"> 定例会、臨時会の傍聴者数 21名（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 18回、協議等件数 29件

学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事・式典（開校記念式、創立記念式典、卒業式）への出席、校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等 訪問回数 21回
学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、福岡県美術展覧会表彰式、県民スポーツ栄誉賞・感謝状贈呈式、福岡県戦没者追悼式） ・視察（県人権啓発情報センター） ・教育関係者との意見交換（春日市教育委員会、県中学校長会、県教育センター教職員） 出席等回数 43回
県議会への出席	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び委員の県議会への出席 出席回数 11回
他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策や予算の要望等のほか、「県教委と市町村教委、学校現場の問題意識共有のための方策等」をテーマとした協議等 九州地方教育委員長協議会、委員総会 全国都道府県教育委員長協議会、教育委員会連合会総会等 出席回数 9回

成 果

- ・教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、原則、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行うことに留意しました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- ・次年度の教育施策などの重要案件は委員協議会において継続的に協議した上で会議の議題とするなど十分な議論を行うようにしました。
- ・教育現場の実態把握や関係者との意見交換については、学校行事をはじめ各種行事への出席や、個別に学校を視察するなどし、地域や教育現場の実情に応じた施策を決定し展開できるように情報収集に努めました。
- ・教育委員会活動の情報発信については、管内視察や県中学校長会との意見交換の様子を新たに県のホームページに掲載するなど充実を図りました。

課 題

- ・教育委員会会議のさらなる活性化を図るとともに、県民の意向を反映した教育行政を実現するためには、教育現場の実態把握等を今後も継続して行うことが必要であり、教職員をはじめとした関係者との意見交換になお一層努める必要があります。
- ・あわせて、教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうためには、より積極的な情報発信等の取組が求められています。

対 応

- ・教育委員会会議については、今後も必要に応じ委員協議会を積極的に開催するなど、十分な時間をかけて活発な議論が行えるよう取り組んでいきます。
- ・教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察回数の拡大や情報交換の充実に取り組んでいきます。
- ・ホームページの充実、改善を図り、教育委員会活動の積極的な情報発信に努めていきます。

点検・評価結果

－教育施策の推進状況について－

○ 教育施策の推進状況について

福岡県教育委員会は、教育基本法の目標を基本に据えながら、「福岡がめざす子ども」の姿を明確に織り込む形で、教育の基本目標を次のように定めています。

教育の基本目標

- 真理を求め、意欲的に学び、確かな学力を身につけるとともに、豊かな情操と道徳心を備え、たくましく生きるための健康や体力に満ちた県民を育成すること。
- 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

平成 24 年度は、この「教育の基本目標」に掲げる理念や総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28 の具体的な施策を掲げました。

そして、これらを体系化し、効果的かつ効率的に推進するため、次ページで示すように、教育施策を 5 つの柱に整理しました。

以下では、28 の施策ごとに、教育施策の推進状況について点検及び評価を行っています。

今後とも、県教育委員会では、学力や体力の向上を本県教育の最重要課題として位置づけ、教育施策の更なる改善、充実に向けて取り組んでまいります。

柱	項目	施策	No	
I 個性や能力に富み、 学力・体力を備えた 子どもを育てる	1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	1	
		(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実	2	
		(3) キャリア教育の充実	3	
		(4) 特別支援教育の充実	4	
	2 子どもの体力の向上	(1) 体力向上のための取組の推進	5	
		(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	6	
II 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる	1 学校・家庭・地域の教育力の向上	(1) 教育力向上福岡県民運動の推進	7	
	2 豊かな心を持った子ども・若者の育成	(1) 国際感覚あふれる子ども・若者の育成	8	
		(2) 実体験を重視した教育の推進	9	
		(3) 就学前教育の振興	10	
		(4) 読書活動の充実	11	
		(5) 道徳性を養う心の教育の充実	12	
		(6) いじめ・不登校、ひきこもり問題の解決	13	
		(7) 健康教育の充実	14	
	3 少年の非行防止と健全育成	(1) 少年の非行防止と健全育成	15	
	III 信頼される学校をつくる	1 安心して学べる学校づくり	(1) 信頼される教職員の育成	16
(2) 児童生徒の安全確保			17	
(3) 学校施設の整備・充実			18	
(4) 耐震化の推進			19	
(5) 教育機会の確保			20	
2 魅力ある学校づくり		(1) 地域に開かれた学校づくり	21	
		(2) 教育ニーズに対応する学校づくり	22	
IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする		1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	23
			(2) 文化資源の保存と活用	24
		2 スポーツの振興	(1) 県民スポーツ活動の振興	25
	3 社会教育の推進	(1) 社会教育活動の推進	26	
		(2) 社会教育施設の充実	27	
	V 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	28

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 《施策1》

高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上新戦略の下、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着を図るための指導を徹底します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、学力向上の全県的な取組を推進します。
- ◇ 高等学校においては、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成、専門的知識・技術及び技能の習得に向けた教育活動の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県学力向上新戦略に基づく学力向上の取組充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学力実態調査の実施と結果の提供 ・教員の指導力向上研修の実施 ・学力実態調査分析システムの提供 ・学力向上に関する研究指定校の設置
ふくおか学力アップ推進事業の実施 ＜重点事業1＞	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査及び福岡県学力実態調査の実施と調査結果報告書の市町村教育委員会、学校への配布 ・県内14地域15市町村を学力向上推進強化市町村に指定し、非常勤講師を50名配置 ・各教育事務所に学力向上支援チーム^{注2)}を設置し、市町村教育委員会、学校に派遣(延べ579回)
ふくおか理数教育推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内21市町村において小学校5年生、中学校2年生を対象に巡回算数・数学強化講座を実施(児童生徒6,376名、教員1,511名参加) ・中学生を対象に4泊5日の科学体験講座を実施(参加生徒43名) ・webページ(学びの道場サイト)に家庭学習の実践事例、教材等を掲載(アクセス数1,574件)
高等学校における言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・言語能力の向上を図るための計画策定(実施校94校/94校) ・土曜セミナー(実施校85校/94校) ・定期学校視察(実施校94校/94校)

全国学力・学習状況調査の平均正答率(年度比較)

年度・教科区分 ^{注3)}		小学校				中学校			
		国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成22年度	全国	83.3	77.8	74.2	49.3	75.1	65.3	64.6	43.3
	福岡県	83.0	75.6	72.8	48.8	75.1	68.0	62.9	43.7
	差	-0.3	-2.2	-1.4	-0.5	0.0	2.7	-1.7	0.4
平成24年度	全国	81.6	55.6	73.3	58.9	75.1	63.3	62.1	49.3
	福岡県	80.9	53.8	72.9	57.9	74.5	63.7	60.1	47.1
	差	-0.7	-1.8	-0.4	-1.0	-0.6	0.4	-2.0	-2.2

全国学力・学習状況調査における平均正答率の地区間差

年度・教科区分		小学校				中学校			
		国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成22年度		4.6	8.1	5.9	7.8	8.8	11.6	14.1	14.4
平成24年度		4.6	8.0	4.2	7.8	7.8	10.1	10.1	12.4

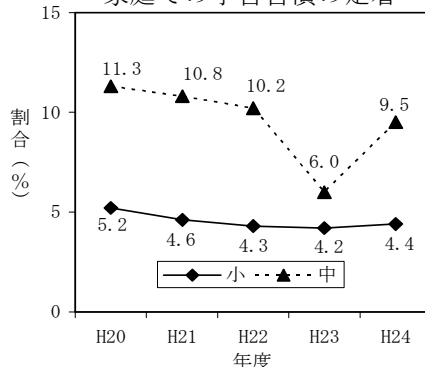
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科区分数 (小：国語 A、国語 B、算数 A、算数 B) (中：国語 A、国語 B、数学 A、数学 B)	1 (中学国語 B) (H24 年度)	8 全ての教科区分で全国平均を上回る (H25 年度)	△
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日、勉強を全くしない児童生徒の割合	小 4.4% 中 9.5% (H24 年度)	ゼロをめざす (H26 年度)	△

確かな学力の育成

H20	1教科区分以外は全国平均に達していない
H21	1教科区分以外は全国平均に達していないが、差は着実に縮まっている
H22	中学校の2教科区分で全国平均を上回った
H23	平成23年度は東日本大震災の影響で全国調査未実施により比較できない
H24	1教科区分以外は全国平均に達していない。

家庭での学習習慣の定着



成 果

- ・全国学力・学習状況調査において、小学校では全国との差が縮まる傾向にあります。
- ・学力向上推進強化市町村については、小中学校とも全ての教科区分において全国との差が縮まる傾向にあります。
- ・学力実態調査結果を提供することによって、市町村教育委員会、学校の学力向上の取組に関する「検証改善サイクル」が全ての市町村教育委員会、学校において確立しました。
- ・巡回算数・数学強化講座の実施を受けて、市町村教育委員会、学校における土曜日、夏季休業中、放課後の学力向上の取組が充実しました（土曜日 17 市町村、夏季休業中 50 市町村、放課後 37 市町村で実施）。また、講座の事前事後で、約 8 割の児童生徒に学力の伸びが見られるとともに、学習意欲の高まりが見られました。
- ・教員の実践的指導力の向上や習熟度別授業、補習等の取組の充実などにより、基礎・基本の確実な定着を図りました。

課 題

- ・全国学力・学習状況調査において、中学校の国語 B 問題以外は全国平均を下回る状況にあります。7 地域間（6 教育事務所及び政令市の 7 地区）の平均正答率の差は、平成 22 年度よりも多くの教科区分で縮小しているが、いまだに全教科区分平均で小学校 6.1 ポイント、中学校 10.1 ポイントと高い状況にあります。
- ・全国学力・学習状況調査において、基礎基本的な問題より、基礎基本的な技能を活用して課題を解決する問題（活用力）に対する正答率が全国平均との差が大きい傾向にあります。
- ・家庭での学習習慣は、中学校は改善傾向にあるが、小学校は停滞しています。
- ・義務教育段階の学習内容の確実な定着が必要です。
- ・高等学校では、平成 25 年度から実施される新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動の推進が必要です。
- ・高等学校では、課外と土曜セミナーの効果の検証と教員の教科指導力の向上が必要です。

対 応

- ・教育事務所に管内の全市町村教育委員会教育長等で組織する学力向上委員会を設置し、基礎基本的な技能を活用して課題を解決するための活用力を育成する「小中学校学力向上推進事業」を実施します。
- ・小学生の学習習慣の形成を目的に、退職教員等による小学生の宿題等を教える取組を市町村が行うに当たり、「ふくおか家庭教育支援事業」（社会教育課）を実施します。
- ・高等学校においては、より一層の学力向上を図り、一人一人の生徒の進路希望が実現できるよう指導の改善を進めていきます。
- ・高等学校においては、言語活動の充実について教育内容の改善を進め、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図っていきます。

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長

(2) 個性や能力を伸ばす教育の充実 《施策2》

企画調整課、高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

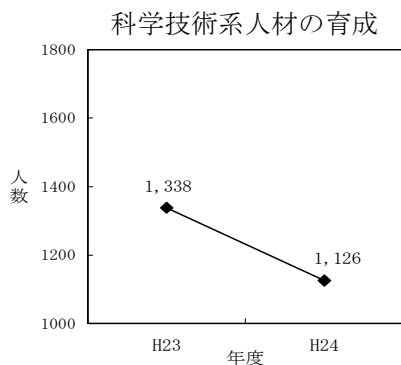
- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫・改善を行います。
- ◇ 個性や能力を引き出す様々な教育活動を推進します。
- ◇ 科学技術の発展、環境問題や少子高齢化及び情報化などが急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
少人数指導や習熟度別指導の推進	<p>【少人数指導】</p> <p>小学校 97.7% (465校/476校) 中学校 99.5% (210校/211校) 高等学校 58.9% (56校/95校)</p> <p>【習熟度別指導】</p> <p>小学校 94.3% (449校/476校) 中学校 91.5% (193校/211校) 高等学校 87.4% (83校/95校)</p>
小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育校 小学校 33校、中学校 16校 (政令市を含む。) ・小中学校連携の内容(中学校 211校を対象に調査。政令市を除く。) 指導方法等についての検討会や合同研修会 73.9% 授業参観 86.7% 中学校教員による小学校での授業 64.9% 小中連携カリキュラムの作成 22.7%
高校生知の創造力育成セミナー事業の実施 ＜重点事業2＞	<ul style="list-style-type: none"> ・「熟考!熟議!!ふくおか高校生知の創造塾!!!」 参加者：生徒 22校・130名、高校教員 12名 プレセミナー、合宿セミナー（2泊3日）の実施
次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施 ＜重点事業3＞	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生科学技術コンテスト 参加者 1,126名 ・科学的思考力向上セミナー 参加者 28名 ・高校生科学技術フェア 参加者 106名 ・高校生科学技術ネットワークホームページ立ち上げ
専門高校生実践力向上事業の実施 ＜重点事業4＞	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県高校生産業教育フェアの開催 来場者 12,078名 ・高校生ものづくりコンテストの開催
ICT ^{注4)} を活用した授業の推進、ICT活用能力の育成及び情報モラルの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の情報化推進主任の配置及び校内研修会、授業研究の推進 ・教職員のICT活用技術向上を目的とした研修会の実施 ・普通教室等における授業用ノートパソコンの活用 ・デジタルコンテンツの収集と活用（教育センター） <p>【ICTを活用した授業の実施状況】</p> <p>小学校 100% (476校/476校) 中学校 100% (211校/211校)</p> <p>【情報モラル指導の実施状況】</p> <p>小学校 98.9% (471校/476校) 中学校 100% (211校/211校)</p>
今日的な課題に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民科・家庭科・特別活動等における消費者教育の充実 ・若年者啓発出前講座事業 講師派遣校：91校 ・キャリアアップ講座（消費者教育）教員対象 20名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの受験者数	1,126人 (H24年度)	1,780人 (H26年度)	△



成 果

- ・小中学校の一貫教育については、共通の目標の下、教育内容や指導方法等において連携を深めることにより9か年を見通した一貫した学習指導や生徒指導がなされ、児童生徒の学習意欲の高まり等の成果が見られます。
- ・「熟考!熟議!!ふくおか高校生知の創造塾!!!」では、参加生徒の課題解決能力の育成や言語活動の充実に大きな成果がありました。また、引率の高校教員の課題解決型の授業改善にも成果が見られました。
- ・国際科学技術コンテスト^{注5)}において、本県の高校生の参加者数が増加しています。
- ・事業後の感想文等からコンテスト、セミナー参加者の科学への探求心が膨らんできています。
- ・福岡県高校生産業教育フェアでは、専門教育を学ぶ高校生が、日頃の学習活動や成果を発表する場となり、地域社会に対して情報を提供することができました。
- ・高校生ものづくりコンテストでは、電気工事や旋盤作業等、ものづくりに関する7部門で競技を行い、各学校では、コンテスト出場に向けて各生徒が意欲的に練習を積み重ねた結果、より高度な技術・技能を身に付けることができました。また、参加生徒は、競技終了後に企業技術者や学識経験者から直接指導を受け、実践的な技術についても学ぶことができました。
- ・ICT活用技術に関する研修の充実により、教員のICTを活用した指導力が向上しました。
- ・児童生徒が一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨し、その資質や能力を伸ばすことができる学習環境の整備・充実を図ることを目的として、小・中学校の統合を行う市町村に対する支援を行う「小・中学校統合支援事業」を実施しており、宮若市及び大牟田市に対して統合関連事業の経費の2分の1を補助しました。

課 題

- ・小中学校の連携については、授業参観・交流の取組は進みつつありますが、小中学校が連携したカリキュラムの作成については、22.7%と低い状況にあります。
- ・「ふくおか高校生知の創造塾」の成果を各校に拡大する必要があります。
- ・国際科学技術コンテスト（全国）、高校生科学技術コンテスト（本県）の更なる参加者増を図る必要があります。
- ・科学の甲子園^{注6)}において上位入賞するためにさらに科学的思考力向上セミナーの内容を充実する必要があります。
- ・専門高校生の取組を更に産業界に広報する必要があります。
- ・ICTを活用した効果的な授業を推進するに当たり、具体的な授業研修の充実が求められます。
- ・普通教室の校内LANや授業用パソコンの有効活用による、より効果的な質の高い授業を推進する必要があります。
- ・「消費者教育の推進に関する法律」の施行による、更なる取組の充実が必要です。

対 応

- ・小中学校の一貫教育校、連携校のカリキュラムや指導方法、指導内容等の県内への普及・推進、情報提供を図ります。
- ・「ふくおか高校生知の創造塾」への生徒の積極的参加を促すため、校長会等での周知や、各学校へのポスター配布等の取組を充実させます。
- ・国際科学技術コンテスト（全国）、高校生科学技術コンテスト（本県）のさらなる広報・周知を図ります。
- ・科学的思考力向上セミナーにおいて、科学の甲子園の各競技内容を踏まえて内容を充実します。
- ・専門高校生が学習の成果を発表する場の提供し、学校の枠を越えた交流機会を図ります。
- ・生徒の学力の向上に向けた、より効果的な質の高い授業が展開できるように、各学校での実践的なICTを活用した授業の研修の充実に努めます。
- ・新社会推進部生活安全課等の関係機関との連携を図り、消費者教育推進の支援を行います。

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長

(3) キャリア教育の充実 << 施策 3 >>

高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

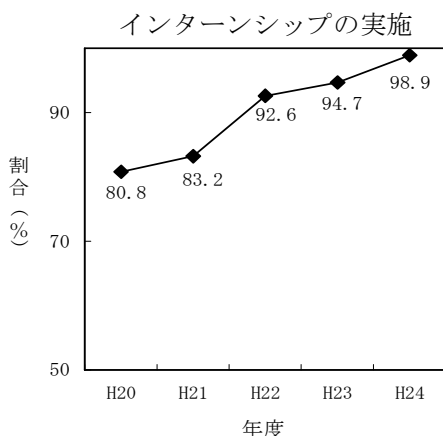
◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育^{注7)}の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
地域、企業等と連携した 職場体験活動の推進	<p>【職場体験活動の実施状況】</p> <p>小学校 17.6% (84校/476校) 中学校 98.1% (207校/211校)</p> <p>※市町村の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 古賀市中学生職業体験学習「ドリームステージ」 市内全3中学校の2年生全員 5日間 宗像市中学生職場体験事業「中学生職場体験事業ワクワク WORK」 市内全7中学校の2年生全員 5日間 福津市中学校職場体験学習 市内全3中学校の2年生全員 5日間 直方市14歳チャレンジウィーク 市内全4中学校の2年生全員 3日間 柳川市中学生キャリアウィーク 市内全6中学校の2年生全員 5日間 知的障害者県職場体験実習事業（新雇用開発課所管事業） 県立特別支援学校高等部生徒8名参加（2週間の職場体験）
インターンシップの推進	<ul style="list-style-type: none"> 勤労観・職業観の育成 職業に関する教科を履修している学科 27校/27校 県立高等学校におけるインターンシップの実施校 94校/95校 （内訳）普通科（併設含）実施校 67校/69校 高等部を設置する県立特別支援学校におけるインターンシップの実施校 14校/14校
未来を切り拓く人材育成 事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の夢や志の実現に向けた各学校の特色ある教育活動を支援 県立高校・中等教育学校 95校 県立特別支援学校 21校
県立工業高校産業人材育成 事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の企業における教育・訓練 2,159名 企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導 470時間 教員等の企業における技術研修 52名 学級単位の企業訪問 2,313名
新規高卒者の就職支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校就職支援事業 高等部を設置する県立特別支援学校13校に就職指導員を配置 キャリア教育の充実 学校を挙げての求人開拓 就職指導員の配置 福岡労働局など関係機関と連携した取組

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
インターンシップ の実施	インターンシップを実施している県立高等学校の割合	98.9% (H24 年度)	100% (H26 年度)	○



成 果

- ・高等学校においては、インターンシップを95校中94校が実施しており、多くの学校が実施することにより、生徒の勤労観・職業観の育成が図られました。
- ・特別支援学校においては、インターンシップの受入企業・事業所数は、昨年度より62社増の425社となりました。また、インターンシップを行った生徒の合計人数は昨年度より73名増の545名、延べ日数は昨年度より460日増の3,768日となりました。
- ・未来を切り拓く人材育成事業の実施を通して、児童生徒の主体的な活動が見られました。
- ・デュアルシステム^{注8)}の実施や企業の技術者による実習指導、教員等の企業での技術研修等により先端技術と実践的なものづくり技能を持った人材が育成されました。
- ・県立高等学校の生徒の進路状況は、進学については87.7%、就職については94.9%が進路を決定しました。

課 題

- ・高等学校のインターンシップについては、中学校で実施している「職場体験活動」との差別化を図る必要があります。
- ・特別支援学校においては、1週間程度のインターンシップでは、障害のある生徒の職場適応能力を高めることに限界があります。また、インターンシップを行っても、当該企業・事業所での就職には必ずしも結びついていません。
- ・未来を切り拓く人材育成事業では、学校・児童生徒の実態に応じた取組を更に推進する必要があります。
- ・県立工業高校産業人材育成事業については、事業連携企業の拡大など産学官の連携体制を強化する必要があります。
- ・学校における就職支援の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携強化を図る必要があります。

対 応

- ・高等学校においては、福岡労働局作成「高校生に対するインターンシップ等の受入可能性を把握した事業所」の情報提供を行います。
- ・特別支援学校においては、就職指導員をはじめ、多くの教職員で受入企業・事業所の開拓・拡大に取り組むとともに、障害者雇用を促進するため、障害のある生徒が習得した技能の周知に努めます。また、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養う就職学習会等の取組を重点的に実施します。
- ・未来を切り拓く人材育成事業では、今後志や学ぶ意欲の育成、国際社会の持続的発展を担い得る人材の育成などを中心として、これまでの取組の更なる充実を図ります。
- ・県立工業高校産業人材育成事業については、今後も内容の充実を図り、生徒の専門に関する知識及び技術・技能の高度化や教員等の技術力、指導力の向上を進めていきます。
- ・就職支援については、3月までに進路決定できなかった生徒についても、卒業後も各学校において個別面談を実施するなど、継続的な支援を行っていきます。

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長

(4) 特別支援教育の充実 << 施策 4 >>

高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

◇ 障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、一人ひとりが自立し、主体的に社会参加できる力を育成できるよう、特別支援教育の改善・充実を図ります。

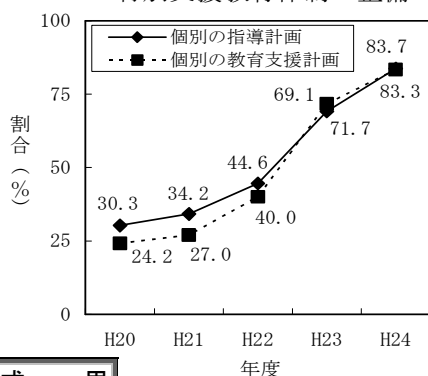
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
特別支援学校の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「県立特別支援学校の整備に関する計画^{注9)}」に基づき、新設校を開校 「太宰府特別支援学校」開校（4月） 「直方特別支援学校（仮称）」平成27年度の開校に向けて増築の設計などを実施
特別支援学校職業教育支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師による指導助言 企業、事業所： 69社（前年度比12社増） 指導助言回数： 809回（前年度比42回増） 知的障害教育特別支援学校における就職希望率 平成22年度：33.5% 平成23年度：34.0% 平成24年度：38.3%
特別支援学校医療的ケア ^{注10)} 体制整備事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の配置 12校に20名 運営協議会等の実施 運営協議会2回（8月、2月） 校長部会2回（4月、11月） 研修会の実施 看護職員研修会2回（5月、8月） 教員研修会2回（6月、7月）
発達障害児等教育継続支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による巡回相談^{注11)}の実施 保育所 65件、幼稚園 47件、小学校 378件、中学校 88件、高等学校等 35件 5歳児のいる家庭への継続支援に関する理解・啓発リーフレットの配布 ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）の配布 引き継ぎシートによる情報提供を受けた数：合計1,172件
障害のある子どもの居住地校交流事業の実施 <重点事業5>	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域における居住地校交流の実施 対象児童生徒計26名（小19名 中7名）実施回数66回 内訳 太宰府市10名（小7名 中3名） 22回 直方市 3名（小2名 中1名） 8回 久留米市3名（小3名） 8回 筑後市 5名（小2名 中3名） 14回 田川市 2名（小2名） 5回 みやこ町3名（小3名） 9回
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 気になる生徒の支援を行うための手立てを示した「サポートヒントシート」の活用などによる、各学校における教職員・保護者への理解啓発 研究開発学校（東鷹高校）で、特別な教育的ニーズに対応するための教育課程及び指導方法について研究（平成22～24年度）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
特別支援教育体制の整備	①「個別の指導計画」及び②「個別の教育支援計画」を通常の学級で作成している幼稚園・小・中・高等・中等教育学校の割合	① 83.7% ② 83.3% (H24年度)	① 100% ② 100% (H26年度)	○

特別支援教育体制の整備



成 果

- ・特別支援学校職業教育支援事業に関しては、外部講師から具体的な指導助言を受けることにより、各学校における作業学習が充実するとともに、生徒の技能や就労に対する意欲が高まりました。
- ・特別支援学校医療的ケア体制整備事業に関しては、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等が安全に教育を受けられる環境整備の充実を図ることができました。
- ・教員や保護者を対象とした各種研修会を通して、「ふくおか就学サポートノート」を活用した一貫した継続性のある支援の趣旨が浸透しつつあります。
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成している県立高等学校等の数が増加しました（平成 23 年度 63 校／97 校→平成 24 年度 78 校／97 校）。
- ・障害のある居住地校交流事業に関しては、複数回実施することにより、対象児童生徒に対する適切な活動の種類や指導形態を工夫することができました。また、対象児童生徒への配慮が、居住地校児童生徒に対するきめ細かな指導につながりました。

課 題

- ・直方特別支援学校（仮称）については、平成 27 年度の開校に向けた準備の円滑な推進が必要です。
- ・特別支援学校全体の就職決定率は、就職希望率 平成 22 年度 22.31.3%、平成 23 年度 29.6%、平成 24 年度 38.0%、就職率平成 22 年度 29.1%、平成 23 年度 26.6%、平成 24 年度 35.7%であり、就職に必要な実践的な能力や態度、勤労観や職業観を小学部段階からの系統的な指導が必要です。
- ・特別支援学校における医療的ケアに関しては、重度・重複化、多様化する対象児童生徒等への対応を検討することと、医療的ケアを実施するための体制の充実が求められます。
- ・全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成並びに幼稚園における体制整備の充実と中学校・高等学校間の接続が必要です。
- ・障害のある子どもの居住地校交流事業に関しては、対象児童生徒の個別の指導計画に基づいた具体的な目標設定、居住地校交流が居住地校児童生徒に及ぼす効果について居住地校の理解の深化が必要です。
- ・研究開発学校における研究成果を県下高等学校等に広く情報提供していくことが必要です。

対 応

- ・直方特別支援学校（仮称）については、関係校の校長等で構成する準備委員会を中心となって、保護者等関係者の意見も踏まえて開校に向けた準備を推進します。
- ・早期からのキャリア教育の推進と就職希望生徒と企業のマッチングの促進や生徒が習得した職業技能等を企業にアピールする取組を推進します。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等の実態の重度・重複化、多様化については、専門家の意見を伺いながら、県教育委員会と当該校で、看護職員による対応等について直接協議します。
- ・医療的ケアを実施するための更なる体制の充実については、専門家や P T A の代表、関係学校長等の意見を伺いながら、体制の改善・充実を図ります。
- ・幼稚園における特別支援教育に係る研修を奨励します。
- ・中高連携を推進するための県立高等学校特別支援教育コーディネーター^{注 12)}研修会への市町村立中学校からの参加奨励及び中高連絡会における引き継ぎシートの活用を促進します。
- ・発達障害者支援センター等との連携による保護者への啓発を実施します。
- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画が作成されるようさらなる啓発及び指導を行います。
- ・居住地校交流実施の手引作成に向けた事例の収集や、リーフレット配布による事業内容を周知します。
- ・研究開発学校における研究成果について、特別支援コーディネーター研修等によって各学校に情報提供を行います。

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

2 子どもの体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 << 施策 5 >>

体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 子どもたちの体力が依然として低い状況にあることから、幼児期からの外遊びや学校における体育・スポーツ活動の充実を通して、子どもの運動への動機付けを図り、習慣化を促進するなど、体力を向上させる取組を推進します。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ふくおか体力アップ 推進事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> ・中・高等学校運動・スポーツ指導者セミナーの開催 北九州・京築教育事務所管内受講者：80名 福岡・筑豊教育事務所管内受講者：149名 北筑後・南筑後教育事務所管内受講者：104名 ・体力向上実践研究事業 遠賀町立遠賀中学校、大川市立三又中学校、福岡市立那珂中学校、県立朝倉高等学校、県立小倉聴覚特別支援学校 平成24年度取組事例集を「平成24年度福岡県児童生徒体力・運動能力調査報告書」に添付して配布 ・学校体育における地域人材活用事業 武道31校（柔道17校 剣道13校 空手1校）32名を派遣 ダンス9校 10名を派遣（地域の外部指導者） ・体力向上アシスタントティーチャー派遣事業 27市町の39校に延べ273日派遣（大学生） ・体力アップシート^{注13)}の作成・配布 配布先：県内全小中学校 活用率 小学校78.5%、中学校79.6% ・「スポコン広場^{注14)}」の活用推進及び登録学級上位による県大会の開催 登録学級数632学級 県大会：H25. 2.24開催、参加者数約1,400名

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点の県平均値（年度比較）

年度・区分		小学校（5年）		中学校（2年）	
		男子	女子	男子	女子
平成20年度	県平均値	53.22	52.98	39.59	45.46
	全国平均	54.18	54.84	41.50	48.38
	全国平均との差	-0.96	-1.86	-1.91	-2.92
平成21年度	県平均値	53.74	53.01	39.75	45.39
	全国平均	54.19	54.59	41.36	47.94
	全国平均との差	-0.45	-1.58	-1.61	-2.55
平成22年度	県平均値	53.35	52.92	39.43	44.87
	全国平均	54.36	54.89	41.71	48.14
	全国平均との差	-1.01	-1.97	-2.28	-3.27
平成24年度	県平均値	53.53	53.51	40.70	47.08
	全国平均	54.07	54.85	42.32	48.72
	全国平均との差	-0.54	-1.34	-1.62	-1.64

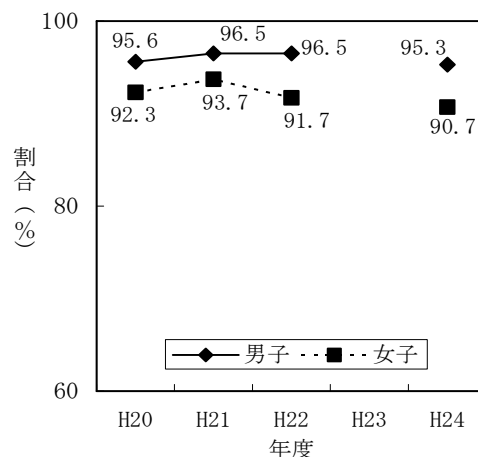
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の県平均値	全国平均以下 (H24年度)	全国平均以上 (H24年度)	△
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、運動やスポーツをする児童の割合	男子 95.3% 女子 90.7% (H24年度)	100%をめざす (H26年度)	△

子どもの体力の向上

H20	
H21	全国平均に達していない。
H22	
H23	平成23年度は震災の影響により実施していない。
H24	全国平均に達していない。

子どもの運動習慣の定着



※ 平成23年度は、震災の影響により全国調査は未実施

成 果

- ・学校や市町村における子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルが確立するとともに、教員の指導力向上の研修会の開催や体育の授業に外部指導者を活用すること等を通して、実態に応じた体力向上の取組が実施されるようになりました。
- ・本県の体力合計点の結果は、小学校女子及び中学校男女はともに、実施された5年間で最も高い数値となりました。
- ・中学校男女はともに、平成20年度と比較して1点以上向上し、体力の向上傾向が見られます。
- ・小中学校において、体育の授業以外の時間に継続的な体力向上の取組を行っている割合は、実施された5年間で最も高い数値となりました(小学校：平成20年度 32.9%、平成21年度 30.2%、平成22年度 42.9%、平成24年度 51.0%) (中学校：平成20年度 12.3%、平成21年度 14.5%、平成22年度 20.3%、平成24年度 25.0%)。

課 題

- ・小中学校男女とも依然として全国平均値を下回っています。
- ・体育の授業以外でほとんど運動していない女子の割合が高く(小学校：全国 23.9%、福岡県 25.0%) (中学校：全国 30.9%、福岡県 36.7%)、各学校における継続的な体力向上の取組が全国に比べて低調です(小学校：全国 72.0%、福岡県 51.0%) (中学校：全国 27.7%、福岡県 25.0%)。

対 応

- ・今後は、これまで取り組んできた事業に加え、すべての学校で、児童生徒の体力向上の意識が高まるよう体育の授業に地域のスポーツ人材を外部指導者として活用したり、休み時間に縄跳びや持久走を行ったりする「一校一取組」運動を実施し、各学校の実態に応じて計画的かつ継続的に取組の推進を図り、運動機会の拡充、身体能力の向上等につなげていきます。
- ・平成25年度より小学校の教員を対象にした「小学校体力向上指導者研修会」を実施し、体力テストの適切な実施の仕方や児童の運動習慣の定着の方策、発達段階に応じた体力向上に係る実践的な指導力の向上を図っていきます。

I 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子どもを育てる

2 子どもの体力の向上

(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり < 施策 6 > 体育スポーツ健康課

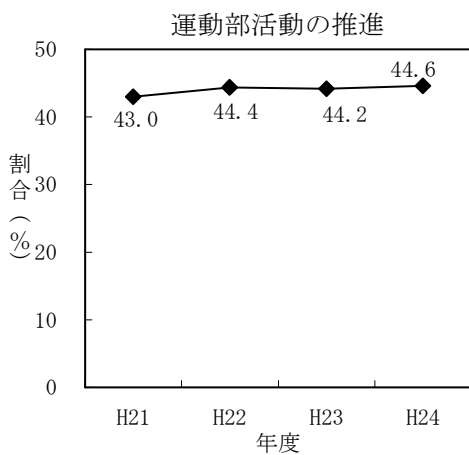
平成24年度 施策の基本的なねらい
 ◇ 子どもたちの体育・スポーツ活動を支える人材の確保・活用を図るなど、子どもたちの体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくりを推進します。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員の指導力向上のための各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング指導者研修 福岡県スポーツ科学情報センターの協力により、教員や外部指導者を対象として開催 県立学校の部活動に外部指導者を紹介 ・学校体育における地域人材の活用に関する調査研究 武道種目に関する人材の確保と活用 31校に32名を活用 ダンスに関する人材の確保と活用 9校に10名を活用 ・柔道指導者養成研修会 柔道の指導経験がない教員や浅い教員を対象に指導者養成研修会を開催 23名参加

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	44.6% (H24年度)	45% (H26年度)	○



成 果

- ・中・高等学校の保健体育科教員を対象に、中・高等学校運動スポーツ指導者セミナーを開催し、体力向上に関する学校段階の接続を踏まえた指導の在り方について研究協議を行い、参加者から大変好評でした。
- ・中学校の保健体育科の授業に地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示を受けて、段階に応じた技能を習得することができました。もっとやってみたいという生涯スポーツにつながる動機付けになりました。
- ・教師も共に学ぶことができ、指導技術の向上につながりました。
- ・研修歴の浅い教員等を対象に実技指導を含めた柔道指導者研修会を実施し、安全に配慮した段階的な指導方法の習得など、教員の資質向上を図ることができました。
- ・県立学校の部活動加入率は44.6%と全国平均を上回っています。

課 題

- ・教員が地域の武道熟練者から安全な指導方法や生徒の実態に応じた段階的な指導方法をより具体的に学ぶために、各地域による地域人材の派遣について、各競技団体等と連携を図る必要があります。
- ・地域人材を活用する際、地域人材（指導者）のよさを生かすとともに、生徒との人間関係を深めるために、保健体育科の教員と地域人材との打合せ時間を確保する必要があります。
- ・武道における重篤な事故を起こさないために、安全に配慮した段階的な指導方法の習得を目指し、実技講習会を開催する必要があります。

対 応

- ・各学校や各市町村教委が必要に応じて、地域人材を活用できるよう、各競技団体等に各地域の指導者リスト等を作成するよう要請していきます。
- ・地域人材を活用するに当たり留意することを実施要項等に記載し、周知を図ります。
- ・事故防止に向けて、効果的で安全な武道等の指導が行われるよう指導者養成研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・全国的に部活等における体罰等の問題が発生しており、平成25年2月、6月に学校体育関係団体や関係機関を対象に「体育・スポーツ活動における適切な運営の在り方に係る連絡会議」を開催し、現状把握とともに手引作成等について検討しています。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

1 学校・家庭・地域の教育力の向上

(1) 教育力向上福岡県民運動の推進 ≪施策7≫

企画調整課、社会教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。
- ◇ 今の子どもが抱える本質的な課題解決に効果の高い取組を支援し、こうした取組の成果を、市町村などへ情報発信することにより、学校の教育力の向上を図ります。
- ◇ 親子で取り組む子どもの生活習慣づくりなどを通して、家庭の教育力の向上を図ります。

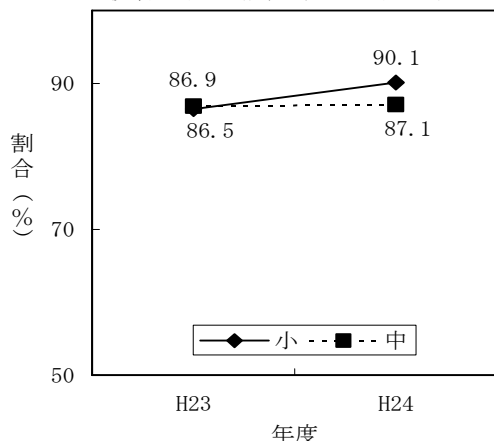
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教育力向上福岡県民運動 ^{注15)} 推進事業の実施 ＜重点事業7＞	<ul style="list-style-type: none"> ・教育力向上福岡県民運動推進会議の開催 委員30名、会議開催2回 ・教育力向上福岡県民運動地区推進会議（6地区）の開催 委員9～16名、会議開催3～4回 ・フォーラムを6地区（うち1地区は全県を兼ねる。）で開催 基調講演、事例発表、実践交流等 参加者；延べ約3,800名 ・広報啓発活動 派遣講座、ホームページによる情報発信、実践の手引きやワンポイント・リーフレット等の作成・配布、優秀実践校等の表彰 ・鍛えよう！ほめよう！学校の教育力向上プロジェクト 各市町村で1校 計60校
規則正しい生活習慣づくり 推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活習慣づくり事業 5・6・7歳児のいる全ての家庭に、啓発リーフレット及び生活習慣カードを配付
P T A ^{注16)} が主体となって取り組む 「新」家庭教育宣言への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県P T A連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 平成24年度宣言校650校（95%）

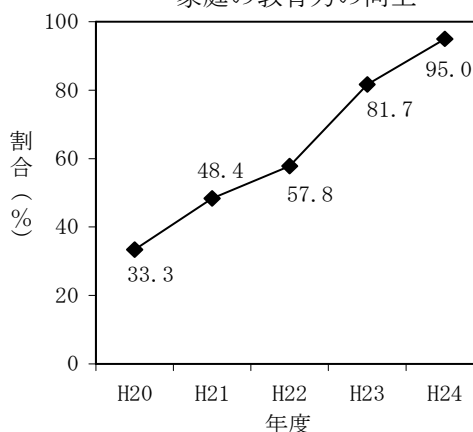
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
教育力向上福岡県民運動の推進	教育力向上福岡県民運動のための広報を家庭・地域に行った学校の割合	小 90.1% 中 87.1% (H24年度)	小 100% 中 100% (H28年度)	○
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	95% (H24年度)	100% (H26年度)	○

教育力向上福岡県民運動の推進



家庭の教育力の向上



成 果

- ・教育力向上福岡県民運動推進事業については、実体験を重視した教育の推進など、6つのアクションプランに沿って、各地域において様々な取組が実施されました。特に、学校においては、「福岡の子どもを、鍛えて、ほめて、可能性を伸ばそう！」をコンセプトに、地域の方々が指導者となって、子どもたちに米や野菜づくりを教えるなど、学校が家庭や地域と連携した教育活動を実践することにより、学校・家庭・地域の教育力の向上が図られました。
- ・これらの教育活動の実施前と実施後の学ぶ意欲・自尊感情・規範意識の変化を測るため平成23年度に開発した「福岡がめざす子ども尺度調査ツール」の活用により、子どもたちの実態を家庭・地域と共通理解することができるとともに、教育活動の評価と改善に役立てることができました。
- ・規則正しい生活習慣事業の実施については、夜9時までには寝ている子どもは少しずつ増加しています（平成22年度：35.1%→平成24年度：37.0%）。
- ・夕食時にテレビを消している子どもは増加しています（平成22年度：26.4%→平成24年度：35.6%）。
- ・家庭において、子どもの生活習慣を見直したり、家族の生活習慣を見直したりする機会となりました。

課 題

- ・教育力向上福岡県民運動推進事業については、アクションプランの取組は広がりつつあり、学ぶ意欲の向上等4つの課題解決に向けた、学校・家庭・地域が連携・協力した取組の一層の充実が求められます。また、学校においては、子どもの意欲の向上や自信につながる効果的な取組を実践し、一定の成果を上げているところもあり、こうした優れた取組を、他校に広げる必要があります。
- ・規則正しい生活習慣事業の実施に当たっては、保護者や学校関係者への基本的な生活習慣等の重要性の普及・啓発及び事業の広報・周知が必要です。また、配布する生活習慣カードや啓発リーフレットの内容を検討する必要があります。
- ・PTAが主体となって取り組む「“新”家庭教育宣言」への支援については、親子でしっかり実践が行われるよう県PTA連合会との更なる連携・協力が必要です。

対 応

- ・教育力向上福岡県民運動推進事業については、実体験を重視した教育活動の充実が図られるよう、地域等学校を支援する側と学校をつなぐ仕組みづくりについて検討を行うとともに、従来の派遣講座を拡充して新たに企業対象の「子育て・家庭教育派遣講座」を実施し、広く県民への普及・啓発に努めます。
- ・規則正しい生活習慣事業の実施については、平成25年度は保育所、幼稚園及び小学校に家庭教育サポーターを派遣し、5～7歳児のいる保護者を対象にして基本的な生活習慣の重要性等の普及・啓発を行います。
- ・生活習慣カードに生活目標を記入できるようにし、親子で話し合って目標を決めたり振り返りをしたりできるようにします。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(1) 国際感覚あふれる子ども・若者の育成 <<施策8>>

高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

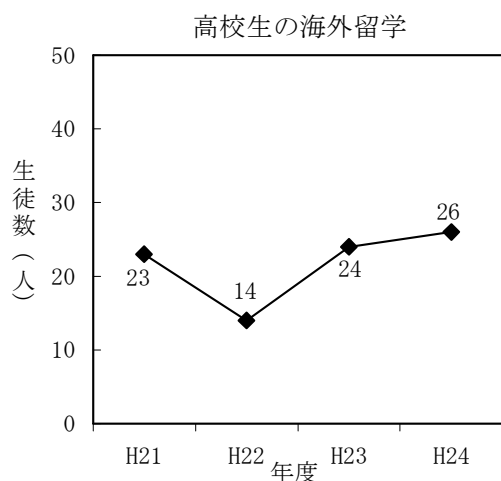
◇ 国際化の進展が急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
<p>英語で世界にチャレンジする 小中学生育成事業の実施 <重点事業8></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生英語体験ひろば 県内3か所（福岡、北九州、筑後）で3日間実施 各会場で小学校5、6年生約60名が参加 県内の公立及び国、県、私立中学校を含め応募総数449名 ・中学生英語宿泊体験 ハウステンボス（長崎県）にて、2泊3日で実施 中学校2、3年生100名が参加 県内の公立及び国、県、私立中学校を含め応募総数347名
<p>世界に挑む人材育成事業の実施 <重点事業9></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高校留学助成金の支給 留学経費の1/2（最大50万円）を給付、決定者数41名 ・高校生留学説明会 留学経験のある著名人の講演会、留学に関する説明、個別の相談会 参加者数130名 ・高校生留学報告会 留学経験のある著名人の講演会、高校生による留学体験報告 参加申込者数105名（※平成24年度は台風接近により中止）
<p>A L T等を活用した英語 コミュニケーション能力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（A L T）の配置 （平成24年8月現在、政令市を除く。） 小中学校対象 159名（内訳：教育事務所16名 義務教育課1名 市町村教育委員会142名） 高等学校対象 71名（内訳：県立高等学校69名 県立中等教育学校1名 高校教育課1名）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
高校生の海外留学	県立高等学校で海外留学した生徒数	26人 (H24年度)	50人 (H28年度)	○



成 果

- ・小学生英語体験ひろばに参加した児童の英語を活用することへの意欲・関心の高まりが見られます（事前：79%→事後：96%、17ポイント増加）。
- ・中学生英語宿泊体験に参加した生徒の英語検定3級取得率が85.7%と、目標値（90%）に近づきつつあります。
- ・世界に挑む人材育成事業による海外留学説明会等により、海外高校への留学希望者及び留学者数が回復してきました。
- ・ALTの活用により、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成が図られました。
- ・生徒の英語コミュニケーション能力の向上が図られました。

課 題

- ・県内の各小中学校において、児童生徒の英語によるコミュニケーションに対する関心・意欲やコミュニケーション能力をさらに高めていく必要があります。
- ・高等学校の英語科教育においては、より実践的で高度な英語運用能力の育成が必要です。

対 応

- ・市町村への「英語で世界にチャレンジする小中学生育成事業」の成果・ノウハウの提供や参加児童生徒による体験報告の場を設定します。
- ・高校生への留学の意義・手続等の説明や留学の成果の普及、留学助成金の支給などの取組を一層推進することにより、高校生の海外留学を支援し、将来国際社会で活躍できる人材の育成に努めます。
- ・外国語教育の充実を図るため、各学校の指導者の資質向上やALTの効果的活用により、生徒が英語に触れる機会の充実、授業を実際のコミュニケーションの場面とするための生徒の理解の程度に応じた多様な教育活動に努めます。
- ・高等学校の英語科・英語コース等で高度な英語力を備えた人材を育成するためのカリキュラムの開発に努めます。

II 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策 9 >>

社会教育課、高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

◇ 将来に対する目的意識や社会性、主体性、命を大切にする心などを培うための体験活動の充実を図り、子どもたちの社会を生き抜く力を育みます。

平成24年度 主な取組・事業

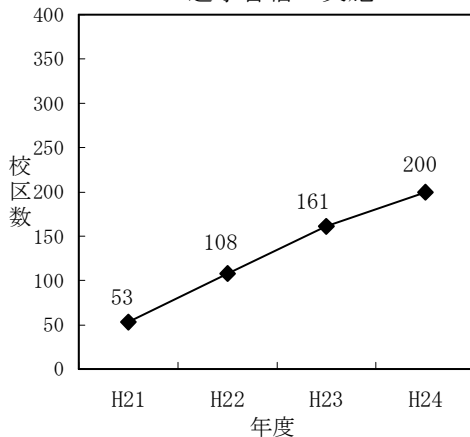
取組・事業名	実績
教育力向上福岡県民運動推進事業 における通学合宿の実施 <重点事業7>	・通学合宿推進事業 委託小学校区数 71 校区
子どもの社会力育成 推進事業の実施 <重点事業10>	・子どもの社会力育成塾の実施 県内 8 箇所 ・地域貢献隊の設置 活動に参加した延べ人数 204 名
地域の特徴を生かした 体験活動等の推進	・異学年による長期集団宿泊活動を実施した小学校数 57 校（政令市を除く。）
県立学校集団体験活動 推進事業の実施 <重点事業11>	・高校生自助と共助を学ぶ宿泊体験 実施率 100%（全日制高等学校等） ・特別支援学校体験学習 実施率 100%（県立特別支援学校）
子どもたちの体験活動を推進する 地域活動指導員 ^{注17} 設置事業の実施	・地域活動指導員設置市町村数 57 市町村 179 名 ・県地域活動指導員研修会の実施 1 回 180 名 ・教育事務所研修会・学習会の実施 参加者 239 名
障害のある子どもたちの 体験活動の支援	・社会教育総合センター 知的障害のある児童生徒・保護者の受入 3 回 19 家族 ・少年自然の家「玄海の家」 視覚障害のある児童生徒の受入 2 回 11 名 ・英彦山青年の家 聴覚障害のある児童生徒の受入 1 回 44 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	200 校区 ／749 校区 (H24 年度)	375 校区 ／749 校区 (H28 年度)	○

※現状値及び目標値は平成21年度以降新たに通学合宿を実施した校区数の累計（実数）

通学合宿の実施



成 果

- ・通学合宿を実施した校区では、子どもが実体験を通して基本的な生活技術を習得し、協調性や規範意識が高まるとともに、地域住民の関わりにより地域で子どもを育てる体制づくりが進みました。
- ・8市町村において、子どもの社会力育成塾の修了生からなる第1期子ども地域貢献隊が設置され、それぞれの地域の実態に応じた活動が継続的に行われています。
- ・県立学校集団体験活動推進事業については、全日制高等学校等において、生徒一人一人の基本的な生活習慣の確立及び帰属意識の高揚、さらには、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が醸成されるなど、望ましい高校生活への早期の適応指導が図られており、いじめや中途退学、不登校など学校不適応の防止に大きな成果が出ています。
- ・地域活動指導員は、各市町村社会教育関係事業において活発に活動し、事業推進の大きな役割を果たしています。また、研修会・学習会において、地域活動指導員がファシリテーターとなり、協議を活発化させるなど、その役割を十分に発揮する場面が見られます。

課 題

- ・通学合宿については、情報提供の充実等による未実施校区への拡大を図るとともに、既に実施した校区については実態に応じた支援の在り方の検討が必要です。また、運営補助を行うボランティア等の確保が課題です。
- ・子どもの社会力育成塾の新たな受講生の確保及び地域貢献隊の活動を活発にするための活動内容の精選が課題です。
- ・全日制高等学校等において、学校生活への適応指導や生徒指導の充実を目指した指導から、心を鍛え、自分や社会が抱える課題を自発的・能動的に解決できる生徒を育成する指導に転換していく必要があります。
- ・地域活動指導員については、指導力の向上及び地域における学習活動・体験活動の内容の充実を図る必要があります。

対 応

- ・通学合宿におけるボランティアの確保のため、実行委員会に対し大学のサークルやボランティア団体等の情報提供を行います。
- ・通学合宿実施市町村や各実行委員会への支援に当たり、先進的な取組や有効な手立てについて、各教育事務所間での情報交換・情報共有を進めます。
- ・学校等、関係機関への事業の周知・広報の拡充に努め、通学合宿事業の実施校区の拡大を図ります。
- ・子どもの社会力育成推進事業については、近隣地区・市町村に対し、モデル地区における実践成果の普及・啓発を図ります。
- ・全日制高等学校等において、学校の特色を活かし、多様な体験活動を通して、学年集団内の良好な人間関係づくり及び帰属意識の高揚、学ぶ意欲・体力の向上への意識改革により、自助と共助の精神を育み、夢や志をもった生徒の育成を図ります。
- ・体験活動をはじめとする様々な活動の充実を図るとともに、各種研修会を通して地域活動指導員の資質向上に努めます。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(3) 就学前教育の振興 << 施策 10 >>

社会教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

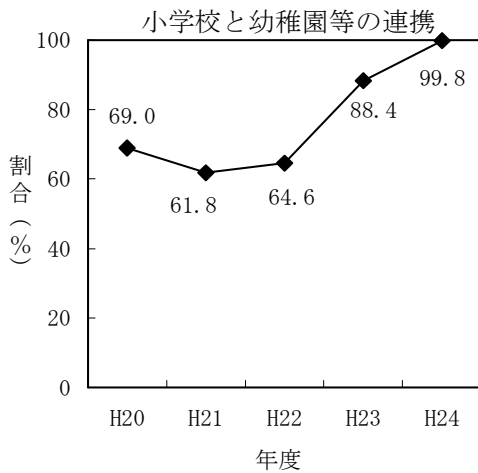
◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談「親・おや電話」 留守番電話・FAX対応を併用し24時間対応 相談件数601件 ・電子メールによる相談 49件 ・ホームページ「ふくおか子育てパーク」 アクセス件数58,155件 ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラム 参加者143名
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・小学校の連携 ^{注18)} 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・園長等管理運営協議会の開催 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方 ・幼稚園教育課程研究協議会 特色ある教育課程の編成、遊びのための環境構成と教師の関わり等 ・県重点課題研究指定・委嘱による調査研究 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るための連携の在り方（宮若市・大川市教育委員会、平成23～25年度）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所と連携した授業を実施した小学校の割合	99.8% (H24年度)	80% (H26年度)	◎



成 果

- ・「親・おや電話」については、電話相談員、留守番電話、ファックス、電子メールによる多様な対応方法によって24時間の対応を可能としています。
- ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラムについては、交流方法や内容を工夫することにより、情報の発信・収集が充実し、参加者同士のネットワークが広がりました。また、テーマカフェ方式の分科会を設定することで、参加者が気軽に話し合える雰囲気ができました。
- ・幼稚園、保育所と連携した授業を実施した小学校の割合は、平成24年度には99.8%となり、ほぼ全ての学校で行われています。

課 題

- ・電話相談事業の広報・周知の在り方が課題です。
- ・悩みの解決につながる相談対応ができるように「親・おや電話」の相談員の資質向上を図る必要があります。
- ・他の相談機関等、関係部局・機関と連携・協力しながら事業を推進していく必要があります。
- ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラムについては、新規の参加者を増やすための手立てが必要です。
- ・幼稚園、保育所と連携した授業については、「日常化」、「計画化」、「系統化」の視点から年間指導計画の整備を進め、連携内容の質を高めていく必要があります。

対 応

- ・ホームページ「ふくおか子育てパーク」やチラシによる電話相談事業の広報・周知を図ります。
- ・電話相談員を対象に年3回実施している研修会の内容の充実、及び外部の研修会への参加を図ります。
- ・他の関係機関との情報交換の機会を活用し、連携・協力を深めます。
- ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラムについては、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、子育て支援団体・NPOに直接働きかけます。
- ・小学校の管理職を対象とする研修会において、幼稚園、保育所との連携の必要性や進め方について、指導の徹底を図ります。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(4) 読書活動の充実 << 施策 1 1 >>

社会教育課、高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

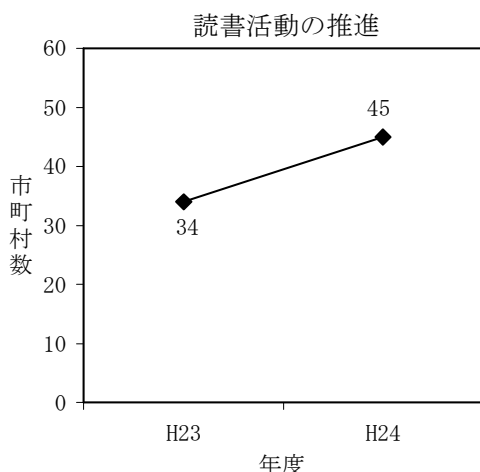
- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画^{注19)}」に基づき、読書に親しむ態度の育成を図り、豊かな感性や創造力を育てる読書活動を推進します。
- ◇ 図書館のネットワーク化や図書館による学校支援を推進し、図書館の機能充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校全体での日常的・継続的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校一斉の読書活動の実施 (平成24年5月1日現在。政令市を含む。) 小学校：719校／748校 (96.1%) 中学校：290校／342校 (84.8%) 県立高等学校・中等教育学校：72校／95校 (75.8%) ・ 4月23日「子ども読書の日^{注20)}」の取組 小中学校は911校で、県立高等学校・中等教育学校は95校全校で実施 ・ 司書教諭^{注21)}について、小中学校において733校に配置、県立高等学校・中等教育学校において95校全校に配置
小学生読書リーダー活動推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生読書リーダー養成講座の実施 ・ 小学生読書リーダー認定式 認定者381名 (196校) ・ 小学生読書リーダー交流会 参加者289名 (小学生113名、司書教諭等44名、保護者113名、教育事務所関係者19名) ・ 小学生読書リーダー推進委員会の開催 ・ 子ども向け図書館利用リーフレット(高学年用)の作成・配布
市町村子ども読書推進計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未策定市町村に対しての指導・助言、情報提供 ・ 市町村子ども読書推進計画策定状況 策定済：45市町村 策定中：12市町村 検討中：3市町村
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども読書推進事業(読書フォーラム) 参加者200名 ・ 青少年読書推進事業(読書講演会) 参加者111名 ・ ボランティアスキルアップ講座 受講者55名
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借^{注22)}及び横断検索^{注23)}システムの拡充 ネットワーク参加状況：54市町村 (うち、横断検索サービス参加：44市町村)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
読書活動の推進	子ども読書推進計画を策定している市町村数	45市町村 ／60市町村 (H24年度)	60市町村 ／60市町村 (H28年度)	○



成 果

- ・小学校における全校一斉読書活動については、ほぼ定着しています。
- ・県立高等学校においては、約8割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、継続的な読書活動を進めたことにより、読書習慣の定着に一定の効果을上げています。
- ・養成した小学生読書リーダーが中心となって、本の紹介や図書館の環境整備に取り組んだことで、図書委員会や学校図書館が活性化し、児童の読書への関心や意欲が高まりました。
- ・小学生読書リーダー養成講座の実施にあたり、対象地区の公立図書館や読書推進ボランティアの協力を得たことにより、学校図書館と公立図書館との連携が推進されました。
- ・「市町村子ども読書推進計画」策定状況調査により未策定市町村を把握し、読書推進計画策定の重要性を改めて説明するとともに、指導助言・情報提供に努めたことで、策定市町村増につながりました。
- ・ボランティアスキルアップ講座においては、参加者のニーズに合ったテーマを設定し、外部の著名な講師による講座を実施したことで、ボランティアの質の向上につながりました。

課 題

- ・中学校における全校一斉読書活動の更なる推進が必要です。
- ・「子ども読書の日」の取組を、日常的な読書活動の実施につなげていくことが必要です。
- ・学校の情報センターとしての学校図書館の機能のより一層の充実が必要です。
- ・養成、配置した小学生読書リーダーの活躍の場や機会を継続して確保していくために、学校や公共図書館との更なる連携・協働体制の構築を図る必要があります。
- ・「市町村子ども読書推進計画」未策定の市町村に対して指導・助言を行うとともに、策定済みの市町村に対しても計画の改訂時において支援していく必要があります。
- ・県内図書館間の連携・協力・ネットワーク化については、県民のニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等との連携を強化し、収集・整理した広範な資料や情報を迅速かつ適切に紹介・提供していくことが必要です。

対 応

- ・教員研修等を通して、読書活動の価値や優れた実践事例等について、引き続き啓発します。
- ・県立学校等司書教諭研修会等において、学校全体での日常的・継続的な読書活動の推進及び学校図書館の活用の重要性について理解を図ります。
- ・小学生読書リーダー活動推進事業の広報・啓発に努めるとともに、養成した小学生読書リーダーの活動の場の拡充や学校での活動を把握し支援していきます。
- ・「市町村子ども読書推進計画」の策定を推進するため、県立図書館や教育事務所における研修会の開催、社会教育主事等による趣旨説明や啓発を強化し、策定に向けての意識の高揚を図ります。
- ・県内図書館間の連携・協力・ネットワーク化については、「福岡県図書館ネットワーク」を市町村立図書館がより利用しやすいシステムに更新し、ネットワークへの参加促進を図ります。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(5) 道徳性を養う心の教育の充実 << 施策 1 2 >>

高校教育課、義務教育課

平成 24 年度 施策の基本的なねらい

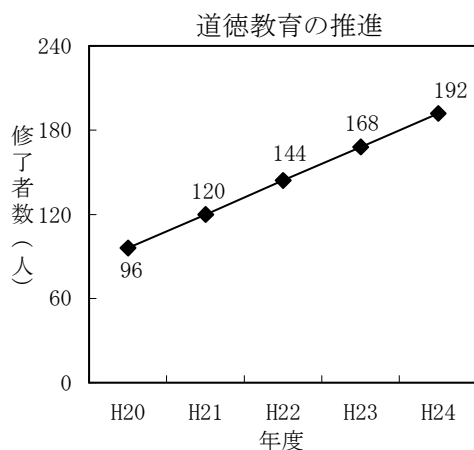
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳の時間や各教科などの指導を推進します。

平成 24 年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
<p>ボランティア活動等の社会奉仕 体験活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度におけるボランティア活動等の体験活動の実施状況 (平成 24 年度教育課程実施状況調査。政令市を除く。) 小学校における実施率 74.4% (354 校/476 校) 中学校における実施率 57.8% (122 校/211 校) 高等学校における実施率 100% (95 校/95 校) <体験活動の内容例> 地域の清掃・美化 福祉施設等訪問 リサイクル活動 自然・文化財等保護 国内及び国際社会への支援協力と貢献 等
<p>規範的な行動を促す道徳、 特別活動、総合的な学習の 時間等の教育活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者の育成 小学校 12 名 中学校 12 名 ※ 平成 24 年度までに 192 名が研修を終了 ・「道徳教育推進校」(小中学校各 3 校)を指定し、研究成果を普及・啓発 久山町立久山中学校 岡垣町立海老津小学校 小郡市立東野小学校 大木町立大木中学校 飯塚市立飯塚第二中学校 苅田町立白川小学校 ・高等学校における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 95 校/95 校 (100%)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	192 人 (H24 年度)	240 人 (H26 年度)	○



成 果

- ・高等学校等においては、ボランティアにかかわる体験的学習は望ましい勤労観、職業観の育成及びキャリア教育の推進に効果的でした。
- ・高等学校等における特別活動については、生徒会活動や学校行事などの活動により、生徒が自主的・自発的に取り組み、学校生活をより充実させ、豊かな人格形成を行っていくことができるよう、適切な指導援助を図ることができました。
- ・平成 24 年度までに 192 名の道徳教育地域指導者を養成し、各地域で道徳教育の講師として活用されています。

校内における指導助言	40.2%
他校における指導助言	19.8%
各地区研修会における指導助言等	21.1%

課 題

- ・高等学校等においては、学校外の活動は本来子どもたちの自主性・自発性に基づいて行われることが望ましく、子どもたちの積極的な意欲や態度を励ますという視点の保持が必要です。
- ・高等学校等における総合的な学習の時間については、横断的・総合的な課題学習や生徒の興味・関心等に基づく課題設定学習等、各学校の特色を活かした取組が必要です。
- ・各地区における道徳教育授業研修会等の講師として、道徳教育地域指導者のより一層の活用が必要です。
- ・道徳の時間のねらいに結びつくような体験活動の充実を図ることが必要です。

対 応

- ・高等学校等においては、高齢社会における、子どもたちの高齢者への介護や福祉に関するボランティア活動体験の一層の重視、及び地域社会や学校外の関係施設、介護や福祉の専門家、福祉関係の団体などとの連携推進を図ります。
- ・高等学校等においては、学校が作成する「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」について P D C A サイクルを確実に構築し、各学校の実情に応じたより良いものとなるよう、見直し・改善を図り、生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育地域指導者の活用状況調査を行い、各地区での活用を促進します。
- ・管理職研修会や教務主任研修会等において、道徳性を養うための体験活動の充実について啓発を実施します。

II 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(6) いじめ・不登校、ひきこもり問題の解決 <<施策13>>

高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

◇ 社会性や対人関係能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校^{注24)}、暴力行為などの問題行動などの未然防止や早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談などが実施できるよう、生徒指導体制の充実を図ります。

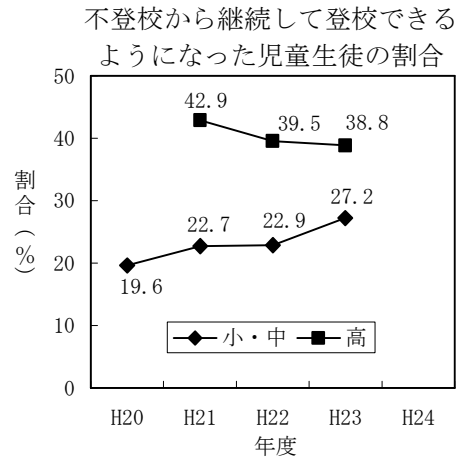
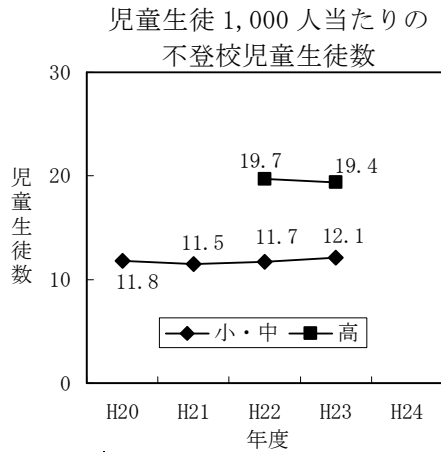
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
いじめ・不登校総合対策事業の実施 <重点事業12>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー^{注25)} 活用事業 スクールカウンセラーの配置（全中学校、県立学校 18 校） 中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣（2,409 件） スーパーバイザーの配置（中学校 18 校） スクールソーシャルワーカー^{注26)}の配置（県内 6 市町） ・ヤングアドバイザー派遣事業 学生ボランティア（大学生、大学院生）の派遣 （派遣人数：62 名、派遣回数 1,154 回） ・豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進 ・「子どもホットライン 24」相談事業 24 時間対応教育相談の実施（総相談件数 4,069 件） ・学校・学級適応促進事業 いじめ、不登校等の未然防止・早期発見・早期対応等の効果的な取組の実践研究（県内 3 市町） ・関係機関・地域との連携 警察と学校間の児童生徒の問題行動及び犯罪被害防止に係る相互連絡体制（連絡回数：1,143 回） ・不登校児童支援事業 登校指導・学習指導支援を行う指導員による、小学生の不登校の未然防止、中1ギャップの軽減（県内 3 市） ・不登校中学生復帰支援事業 宿泊体験活動の実施及び適応指導教室等における支援活動による中学生の不登校の学校復帰（参加延べ人数：88 名）
高等学校不登校・中途退学防止 支援事業の実施 <重点事業13>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒への学校復帰と社会的自立に向けた相談活動 訪問相談員^{注27)}の配置 配置数：13 名、訪問回数：1,148 回 ・生活環境に様々な問題を抱えた生徒への支援や保護者への情報提供等 スクールソーシャルワーカーの配置 配置数：4 名、対応人数件数 149 回

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	小・中学校 — (H24 年度)	小・中学校 全国平均以下 (H26 年度)	—
		高等学校 — (H24 年度)	高等学校 全国平均以下 (H26 年度)	—

	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小・中学校 — (H24年度)	小・中学校 30% (H26年度)	—
		高等学校 — (H24年度)	高等学校 50% (H26年度)	—



※平成 24 年度の数値については、文部科学省において、全国調査を実施中である。

成 果

- ・スクールカウンセラーの活用や教育相談体制等の充実を図ったことにより、いじめ・不登校の未然防止と早期発見に対応できる体制が整いつつあります。
- ・いじめの問題について、「福岡県いじめ問題総合対策^{注28)}」に基づき、各学校における取組が徹底され、いじめの解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」《ダイジェスト版》等を活用して、教員の視点から、いじめの早期発見が図られました。
- ・高等学校等において、「家庭用チェックリスト」を年 2 回以上全家庭へ配布したことにより、家庭と連携したいじめの早期発見の取組を行うことができました。
- ・高等学校等において、生徒の学校復帰と社会的な自立に向けた相談活動を行う「訪問相談員」を配置し、不登校生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、不登校の解消及び社会的な自立を支援しました。
- ・高等学校等において、平成 24 年度からは、訪問相談員に加え、新たにスクールソーシャルワーカーを県内 4 地区に各 1 名配置し、生徒を取り巻く生活環境等の改善が図られました。

課 題

- ・不登校児童生徒数が増加傾向にあり、全国平均よりも高い傾向にあります。
- ・いじめの問題については、未然防止はもとより、特に、早期発見・早期対応の取組を強化する必要があります。また、複雑な要因が絡みあって発生しているため、容易に解決できる問題ではなく、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持つことが必要です。
- ・高校進学時の学校への不適応等を減らすために、各学区で実施される中学生進路相談事業と各学校独自に開催される体験入学などの取組について、更なる内容の充実・発展が必要です。

対 応

- ・新たな不登校を生まないための教育相談体制の充実や、不登校の兆候を示す児童生徒へのマンツーマン方式等の徹底に努めます。
- ・いじめの問題については、「いじめ問題対策強化事業」(新規)を実施し、アンケートの拡充や教育事務所へのスクールカウンセラー等の配置など、いじめ問題対策の強化を行います。
- ・県立高等学校等において、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向け、教職員及び保護者を対象とした校内研修会等の充実を図るとともに、生徒の豊かな人間性の育成に向けた教育活動の推進を図ります。
- ・県立高等学校等における不登校については、原因も状態像も複雑化・多様化しているため、不登校生徒の学校復帰や不登校の予防等という視点からも、生徒理解に努め、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指します。
- ・県立高等学校等において、各学校で教職員が生徒理解に関する研修を積むことによる、カウンセリング・マインドに基づく指導体制の確立を図ります。

Ⅱ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

2 豊かな心を持った子ども・若者の育成

(7) 健康教育の充実 << 施策 14 >>

体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

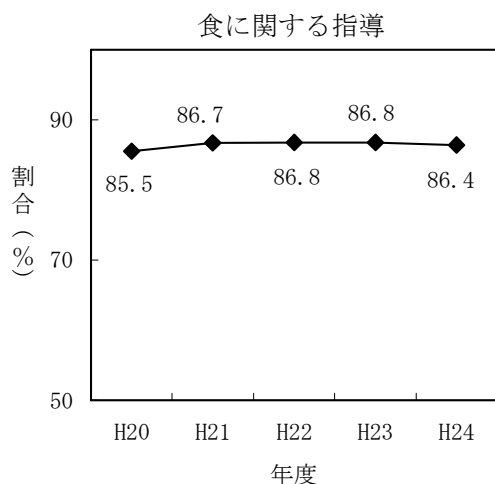
- ◇ 性や心の健康問題等、健康に関する現代的な課題に対応するとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、健康教育の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒に、正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
性や心の健康相談や現代的課題に対応する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒、教員や保護者等の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校（全日制・ひびき・博多青松）を対象に専門医（産婦人科医、精神科医）による講演会や相談を実施 産婦人科（実施率：90.5% 実施校：86/95校） 実施回数：105回（講演39回・相談66回）相談件数：272回 精神科（実施率：81.1% 実施校：77/95校） 実施回数：122回（講演16回・相談106回）相談件数：336回
食に関する指導についての研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導のための教職員（栄養教諭^{注29}・学校栄養職員^{注30}）研修 ・福岡県学校給食研究指定委嘱校 食に関する指導の実践研究 10校 ・食に関するイベントによる食育啓発活動の実施 福岡県給食レシピコンクール 119点応募 福岡県学校給食フェア 620名来場
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 30箇所 ・学校給食用食材の点検 市町村立学校 23施設、県立学校 2校

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
食に関する指導	朝食を毎日食べる児童の割合	86.4% (H24 年度)	95% (H28 年度)	△



成 果

- ・性や心に関する講演会や相談の実施により、「生徒に正しい知識が深まった」、「生徒本人の考え方、行動に変化が見られた」等の評価を得ました。また、「学級担任や養護教諭等の考え方、指導方法、指導内容が変わった」、「保護者に変化が見られた」等、指導助言による生徒、教師及び保護者支援という観点から評価を得ています。
- ・心の相談、性の相談共に、専門医の講演や相談による指導助言により、医療機関への受診につながっています。
- ・児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう、教職員（栄養教諭・学校栄養職員）を対象とした食に関する指導のための研修を実施しました。学校における食に関する指導の年間指導計画の作成率は増加しており、食に関する指導の充実には一定の成果をあげています。
- ・衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた改善指導を行うことで、学校給食の衛生管理の改善につながりました。

課 題

- ・各学校に対して、性や心の問題の早期発見・早期対応、組織的な指導体制の整備、学校の健康課題を解決するための地域の医療機関との連携等について啓発する必要があります。
- ・朝食の摂取については、家庭の役割が大きいことから、児童への食に関する指導の充実とともに、学校で学んだことを日常の生活で実践することができるよう家庭に対して啓発を行うことが必要です。
- ・学校給食の施設設備等による格差が拡大しており、課題がある施設への対処や学校給食関係者の危機管理意識を高めていく必要があります。

対 応

- ・「性と心の健康相談」事業の計画段階で、相談や講演等の実施内容や実施方法について、専門医と十分な打合せを行い、学校の組織的な支援体制の整備充実を図り、効果的に実施します。
- ・教職員を対象とした食に関する研修では、実践事例発表を行う等、家庭啓発に関する内容の充実を図ります。更に、福岡県学校給食研究指定委嘱事業においても家庭と連携した取組や効果的な家庭への啓発について研究を進めます。
- ・食に関するイベント（福岡県学校給食レシピコンクール、福岡県学校給食フェア）への参加数の増加を目指します。
- ・衛生管理についての研修会等で実地研修を行ったり、衛生管理に関する調査研究において指導・改善した内容を各地域に広げたりして、学校給食関係者の意識を高めます。

II 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子ども・若者を育てる

3 少年の非行防止と健全育成

(1) 少年の非行防止と健全育成 << 施策 15 >> 高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

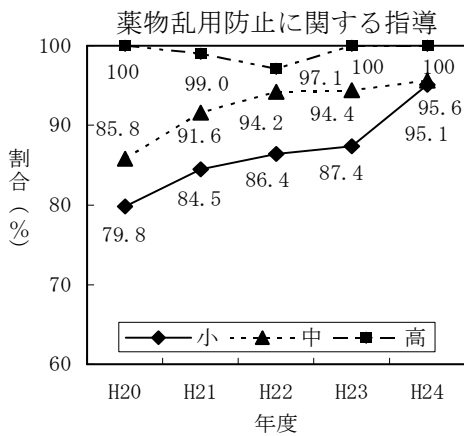
- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成のために、学校と家庭が連携した児童生徒の規範意識育成の取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携し、教育活動全体を通して規範意識を高めていきます。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 < 重点事業 14 >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規範意識向上学習会 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【学習テーマ】</p> <p>①「初発型非行防止」 ②「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」 ③「薬物乱用防止」 ④「性の逸脱行動防止」 ⑤「飲酒運転防止」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 小学校（3～4年）：①・②について実施 小学校（5～6年）：①・②・③について実施 中学校：②・③・④について実施 高等学校：②～⑤から3テーマを選択して実施 特別支援学校：①～⑤から1テーマ以上選択して実施 ・ 児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会 各学校1年1回、専門的な人材を外部講師として学校に招き、学習会を実施
薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室の実施 平成19年度から小学校においても原則として第5・6学年の児童を対象に、年1回以上の薬物乱用防止教室を開催するよう指導 <li style="margin-left: 20px;">小学校実施率 : 95.1% <li style="margin-left: 20px;">中学校実施率 : 95.6% <li style="margin-left: 20px;">高等学校実施率 : 100% ・ 参加体験型学習の推進 <li style="margin-left: 20px;">小学校実施率 : 58.0% <li style="margin-left: 20px;">中学校実施率 : 26.9% <li style="margin-left: 20px;">高等学校実施率 : 28.4% ・ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励 <li style="margin-left: 20px;">薬物乱用防止講師団講師研修会の開催 <li style="margin-left: 40px;">※薬務課と合同開催、県立学校に案内 <li style="margin-left: 40px;">27名参加 <li style="margin-left: 20px;">薬物乱用防止教育指導者養成研修会 <li style="margin-left: 40px;">※全公立小中学校教員対象（北筑後・南筑後教育事務所） <li style="margin-left: 40px;">267名（うち新任養護教諭6）参加

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小 95.1% 中 95.6% 高 100% (H24年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	○



成 果

- ・全ての小中学校において規範意識向上学習会が実施されており、地域の人材や外部講師を活用したり、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなど、各学校で工夫した取組が見られます。
- ・県立高等学校等において、平成 24 年度から、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」の実施に伴い、「非行防止学習」の実施方法及びテーマを一部変更し、「飲酒運転防止」をテーマに加え、生徒の社会的資質を高めることに役立っています。また、非行防止学習のテーマから「薬物乱用防止」については在籍中毎年度必ず実施し、生徒の規範意識の醸成に役立っています。
- ・県立高等学校等において、1 テーマ（1 回）は専門的な人材を外部講師として招き、保護者が生徒と共に規範意識について学ぶ学習会を行うことで、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることが出来ました。
- ・シンナー等乱用少年及び覚せい剤乱用少年の検挙者数は毎年減少しています。
- ・薬物乱用防止教室の実施は、高等学校において 100% であり、小・中学校では 95% を超え、100% に近づいており、薬物乱用防止教育の充実が図られています。

課 題

- ・規範意識向上学習会は、中学校では全校で設定された全テーマ（ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止）について実施していますが、小学校では、全テーマ（初発型非行防止、ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止、薬物乱用防止）について実施できていない学校があります。
- ・「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加人数に、学校間で差があります（参加率：小学校 37.2%、中学校 22.3%）。
- ・県立高等学校等においては、指導の形骸化を防ぐため、非行防止学習のねらいを明確化し、教育課程に適切に位置づけることにより、非行防止学習等の教育的効果を高める必要があります。
- ・県立高等学校等においては、保護者や地域との連携による非行防止学習の拡大・浸透を推進する必要があります。
- ・各県立高等学校等においては、評価の観点を明確にすることにより、非行防止学習の評価方法の研究を推進する必要があります。
- ・薬物が手軽に入手できる状況にあることを踏まえ、児童生徒が薬物に近づかない、勇気をもって断ることができるよう小中高等学校における薬物乱用防止教育の充実をさらに図る必要があります。その方策の一つとして、小中学校における薬物乱用防止教室の実施率を向上させる必要があります（毎年度 100% 目標）。
- ・単に知識だけを教える薬物乱用防止教育でなく、実践力を身に付けさせる参加体験型学習が校種が進むにつれ低下しており、小学校から高校までの定着を図るとともに、それを踏まえた研修会の実施が必要です。

対 応

- ・規範意識向上学習会を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、設定されたテーマどおり実施できているかどうかの評価について実態把握を実施します。
- ・「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」への保護者の参加率を向上させるために、保護者が学校に集まりやすい曜日の設定や周知の方法を工夫するよう指導します。
- ・生徒の社会的資質を高めるため、今後も非行防止学習の推進により、生徒の規範意識の醸成を図ります。
- ・薬物乱用防止教室においては、単なる知識注入にとどまらず、児童生徒に実践的な理解を促すためにも、参加体験型学習を推進しています（毎年度 1 月に通知文の発出）。
- ・県の薬務課や文部科学省が各学校に配布している薬物乱用防止啓発 DVD を活用した指導も促し、薬物乱用防止教育のさらなる充実を図ります。

Ⅲ 信頼される学校をつくる
1 安心して学べる学校づくり

(1) 信頼される教職員の育成 ≪施策16≫ 総務課、教職員課、高校教育課、義務教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 教職員として備えるべき資質・能力を有した人材確保のため、採用試験の改善を行うとともに、教員の適切な評価及び効果的な配置を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップと教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実など、教員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。

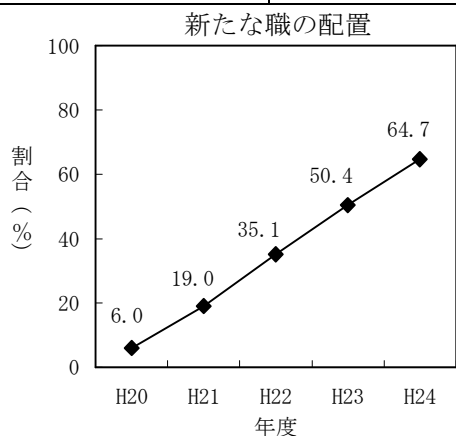
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績																												
教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携	(人物評価の充実、透明性の確保及び受験資格の緩和) ・民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施 ・選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表 ・現職者、講師等経験者の特例受験者の年齢制限を50歳に引き上げ(大学等との連携) ・ふくおか教員養成セミナーの実施																												
教員の資質の向上	・教員の経験年数や職務内容に応じた基本研修を実施 初任者研修会 教職2・5・10年経験者対象の研修 教務主任・進路指導主事・生徒指導主事対象の研修 管理職及び新任の主幹教諭・指導教諭対象の研修 ・特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施 教育センター等で各種講座を開設 ・各教育事務所における教員の指導力向上の研修実施 各教育事務所で開催した教員の指導力向上のための研修参加教員数983名 ・「新しい学習評価」についての研修会 中学校教員 2,325名が受講 ・「ふくおか教育論文」事業の実施 応募総数330名 → 優秀賞2名 優良賞6名 佳作賞29名 奨励賞14名																												
社会体験研修等の長期派遣研修の充実	・国内外の教育施設等に希望者のうち選考された者を長期に渡って派遣派遣先の例：県教育センター、独立行政法人教員研修センター、大学等																												
教員評価の充実	・自己評価及び業績評価の実施 ・優秀教員の表彰：31名【小14名、中7名、高9名、特支1名】 ・指導が不適切な教員への指導改善研修の実施：4名 【職務復帰2名、研修継続1名、退職1名】 ・新たな職の設置(1,016名) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>県立高校等</th> <th>特別支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副校長</td> <td>9名</td> <td>7名</td> <td>26名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>主幹教諭</td> <td>341名</td> <td>285名</td> <td>191名</td> <td>23名</td> </tr> <tr> <td>指導教諭</td> <td>41名</td> <td>27名</td> <td>56名</td> <td>7名</td> </tr> </tbody> </table> ・適材適所を旨とした年度末人事異動：5,136名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>県立高校等</th> <th>特別支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,493名</td> <td>1,376名</td> <td>1,013名</td> <td>254名</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	県立高校等	特別支援学校	副校長	9名	7名	26名	3名	主幹教諭	341名	285名	191名	23名	指導教諭	41名	27名	56名	7名	小学校	中学校	県立高校等	特別支援学校	2,493名	1,376名	1,013名	254名
	小学校	中学校	県立高校等	特別支援学校																									
副校長	9名	7名	26名	3名																									
主幹教諭	341名	285名	191名	23名																									
指導教諭	41名	27名	56名	7名																									
小学校	中学校	県立高校等	特別支援学校																										
2,493名	1,376名	1,013名	254名																										

教職員のメンタルヘルス 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスマネジメント研修 採用後 10 年を経過した中堅教員及び管理職を対象に実施 ・メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士又は教職経験者が相談に対応
----------------------	---

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
新たな職の配置	副校長、主幹教諭及び指導教諭のいずれかを配置している小・中・高等・中等教育・特別支援学校の割合	64.7% (H24 年度)	100% (H30 年度)	○



※平成 20 年度から配置

成 果

- ・教員採用試験については、試験の透明性を確保する取組や受験資格の緩和を行い、適切に実施することができました。
- ・ふくおか教員養成セミナーを実施し、「福岡県の魅力ある教育実践」にふれる機会を提供し、大学等との連携を深めることができました。
- ・指導教諭の適切な指導により、校内の授業改善の意識の高まりや若年教員の指導力の向上が見られました。
- ・報告書や研修者から直接話を聞いた結果、有意義な研修との意見が多くありました。
- ・主幹教諭の組織横断的な指示・調整によって校務運営の効率化や課題対応への機動性が高まりました。

課 題

- ・教員採用予定者数が増加している中、教員採用試験については、志願倍率の観点から志願者数を確保していく必要があります。
- ・学校教育における課題の複雑化や多様化など、教員を取り巻く環境が変化しています。
- ・教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上を図る必要があります。
- ・新たな職の配置の趣旨や活用の在り方について、関係教諭、管理職や他教諭の認識が不十分な場合があります。
- ・病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は依然として高い状況にあります。

対 応

- ・教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動の工夫改善を図っていきます。
- ・学校教育における課題の複雑化や多様化など、教員を取り巻く環境の変化に対応するため、国の教員の資質向上方策の抜本的見直しに係る動向を踏まえつつ、研修の体系的な整備について検討します。
- ・教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知・徹底を図っていきます。
- ・新たな職の設置に当たっては、県教育委員会、教育事務所、各市町村教育委員会における研修の内容面の充実を図るとともに、長期的展望に立った計画的な人材育成の必要性を周知していきます。
- ・相談窓口の利用促進や研修内容の拡充等、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

Ⅲ 信頼される学校をつくる
1 安心して学べる学校づくり

(2) 児童生徒の安全確保 <<施策17>> 高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

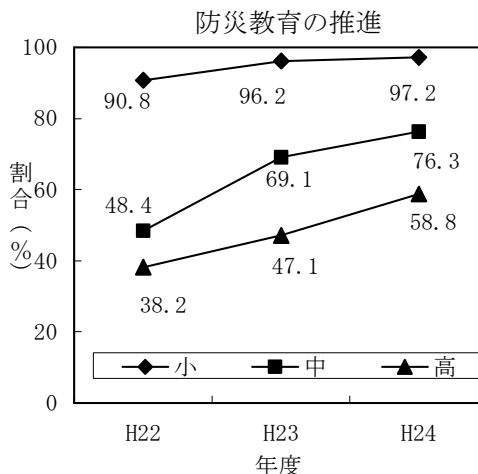
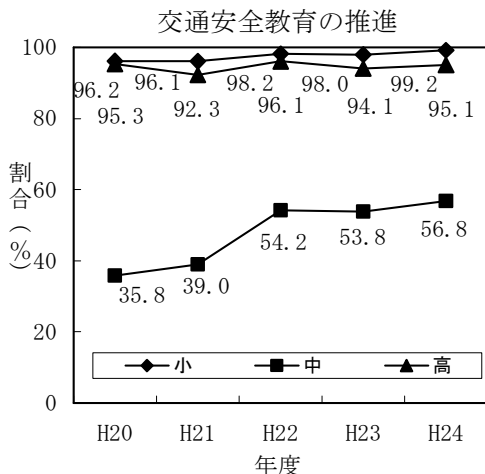
- ◇ 教職員、保護者、地域及び関係機関の連携により、学校における防犯教育や子どもの命を守る取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育の改善・充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
防犯教育推進事業 <重点事業15>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校防犯セミナー事業 22団体実施 ・学校安全に関する研修会（生活安全、交通安全、災害安全）の開催 福岡教育事務所 5月 7日・北九州教育事務所6月20日 北筑後教育事務所6月26日・南筑後教育事務所5月29日 筑豊教育事務所 5月17日・京築教育事務所 5月31日 ・学校安全に関する調査(文科省隔年実施本年度実施、県単独1月実施)の結果、①防犯教室・防犯訓練、②安全マップの作成、③見守り体制の充実、④通学路の点検整備、⑤集団登下校の学校防犯5項目100%実施 ・法令に基づく、学校安全計画・危機等発生時対処要領の策定
実践的防災教育総合 支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育推進実践校を20校指定し、新たな防災教育の指導方法の開発を実施 <県立学校> 4校 小倉商業高校、新宮高校、浮羽究真館高校、嘉穂高校 <市町村立学校>12校 福津市立津屋崎小学校、福津市立津屋崎中学校、芦屋町立芦屋東小学校、芦屋町立芦屋中学校、久留米市立竹野小学校、久留米市立田主丸中学校、八女市立忠見小学校、八女市立矢部中学校、福智町立市場小学校、福智町立方城中学校、豊前市立角田小学校、豊前市立角田中学校 <私立学校>4校 西南学院中学校、久留米信愛女学院中学校、大和青藍高校、明治学園小学校

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
交通安全教育 の推進	交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む）を実施している学校の割合	小 99.2% 中 56.8% 高 95.1% (H24年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	△
防災教育の推進	地震に対応した避難訓練を実施している学校の割合	小 97.2% 中 76.3% 高 58.8% (H24年度)	小 100% 中 100% 高 100% (H28年度)	○



成 果

- ・子ども自身の安全対応能力を育てるための学校安全に関する研修会（生活安全、交通安全、災害安全）を通して、学校安全担当者及び地域ボランティア等に周知することができました。
- ・市町村の防災部局、教育委員会、学校防災アドバイザー、消防署、気象台、地域自治会等との連携を深めることができました。
- ・防災教育の専門家の指導助言を受けたことにより教職員の防災に対する意識を高めることができました。
- ・学校防災アドバイザーの指導・助言により、小中連携や地域・家庭と連携した避難訓練、また学校と地域等が連携した防災訓練を実施することができました。
- ・専門家からの指導・助言により、次年度以降の学校防災マニュアル等の見直しを図ることができました。
- ・防災とボランティアに関する講演会では、生徒の災害ボランティアに対する理解が深まり、災害支援や防災の意識が高まりました。
- ・高校生等が九州北部豪雨被災地の災害ボランティア活動に参加することで、進んで安全安心な社会づくりに貢献できる能力と資質を育成できました。

課 題

- ・防犯教育推進事業については、学校安全計画・危機等発生時対処要領の策定が100%となっておりません。
- ・中学校における交通安全教室の実施率が小学校、高等学校に比べて低い状況にあります。
- ・実践的防災教育総合支援事業の推進については、各学年に応じた指導内容が明確になっていませんでした。
- ・校内防災委員会等の設置や防災教育指導計画の作成が学校の実態に応じていない実践校がありました。

対 応

- ・防犯教育推進事業については、学校安全に関する研修会で学校安全計画・危機等発生時対処要領の策定について説明を行います。
- ・中学校における交通安全教室については学校安全に関する研修会等で取組が行われるよう市町村教育委員会を通じて中学校に啓発していきます。
- ・自転車に関する教育については、自転車安全教育指導者講習会や通知文「安全教育の充実について」を发出するなど、今後とも交通安全教育のさらなる充実を図ります。
- ・実践的防災教育総合支援事業の推進については、各学年の指導内容と小中9カ年の系統性を明らかにします。
- ・すべての学校において、組織的・計画的な取組が行われるよう指導します。
- ・授業中を想定した避難訓練が多く、次年度はそれ以外の時間（休み時間、休日、下校時等）を設定し、様々な想定での避難訓練を実施します。

Ⅲ 信頼される学校をつくる
1 安心して学べる学校づくり

(3) 学校施設の整備・充実

《施策 18》

企画調整課、施設課、高校教育課、義務教育課、

体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 快適な学校生活が送れるよう、施設整備の充実を図ります。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽対策、 施設充実の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・改築事業 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校 (校舎) 8校 (体育館) 2校 ・改修事業 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校 (校舎) 15校 (体育館) 4校 特別支援学校 (校舎) 3校 ・学校施設老朽調査業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査 118校 (全校：高校等 97校、特別支援 21校) 詳細調査 2校 (福岡中央、武蔵台)
校務の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校 I C T 管理職研修会 年 2 回実施 県立学校の副校長及び教頭 延べ 360 名参加 ・県立学校 I C T 担当者研修会 年 1 回実施 県立学校のネットワーク管理者 348 名参加 ・ネットワーク及び校務用パソコン等の管理・運用を円滑に行うための管理規程集を作成し、上記研修会にて周知

成 果

- ・耐震化工事と併せて、計画的に老朽対策工事（外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。また、全県立学校を対象に「学校施設老朽調査」を実施し、施設の長寿命化を検討する上で必要な基礎データを収集することができました。
- ・情報セキュリティなどのICTに関する管理規程集の作成及び県立学校ICT管理職・担当者による研修を実施したことにより、情報セキュリティに対する意識の向上が図られ、情報機器の管理・運用がより適切に行われるとともに、校務用パソコン及び電子メール等を活用した職員間の情報共有が進みました。

課 題

- ・学校施設は、昭和50年代の生徒急増期に建設した施設が多く、県立学校施設の約7割が建設後20年以上経過しており、老朽化が進行している状況です。
- ・情報漏洩防止等の教職員の情報セキュリティに対するさらなる意識の向上を引き続き図る必要があります。
- ・学校における情報機器等のICT環境の整備を推進する必要があります。

対 応

- ・平成25年3月に文部科学省の学校施設の在り方に関する調査協力者会議において、「学校施設老朽化対策ビジョン」として、施設の長寿命化対策の方向性が示されました。これを受けて、本県の県立学校施設についても、目標耐用年数を設定し「事後保全」型から「予防保全」型への適切な維持管理、計画的な更新を行うことを目的とした『県立学校長寿命化計画（仮称）』を平成25年度に策定していく予定です。
- ・県立学校の管理職やICT担当者に研修を実施し、教職員の情報セキュリティの意識の啓発を継続的に図ります。
- ・ICT環境の一層の充実を図るため、教育庁の関係課による検討チームにおいて研究します。

Ⅲ 信頼される学校をつくる
1 安心して学べる学校づくり

(4) 耐震化の推進 << 施策 19 >>

施設課

平成24年度 施策の基本的なねらい

◇ 安全な学校生活が送れるよう、施設整備の充実を図ります。

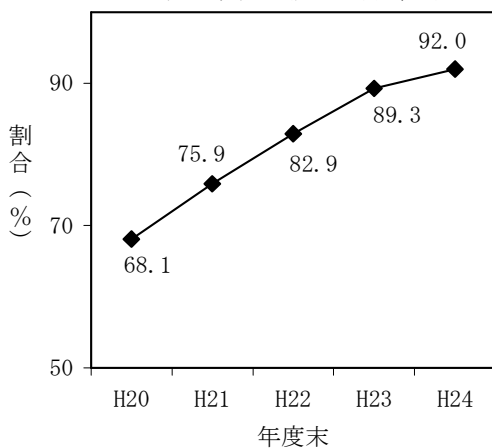
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の耐震化 40 棟 【高等学校】 (校舎) ・ 改築による解体 4 校 (小倉ほか 3 校) ・ 耐震補強 13 校 (小倉南ほか 12 校) (体育館) ・ 改築による解体 1 校 (八女工業) ・ 耐震補強 2 校 (嘉穂、山門)

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立学校施設の耐震化率	県立学校における全体棟数に対する耐震性がある建物の割合	92.0% (H25.4.1 現在)	100% (H27 年度末)	○

県立学校施設の耐震化率



成 果

- ・県立学校については、平成 19 年 3 月に策定された県有建築物耐震対策計画^{注 31)}に基づき、平成 23 年度までに耐震診断を完了しました。その結果を踏まえて、計画的に耐震補強や改築工事等を実施しており、平成 27 年度末の耐震化完了に向けて順調に推移しています。
- ・市町村立学校についても、耐震化事業に対する国庫補助制度等を活用して耐震化に取り組んでおり、平成 25 年 4 月 1 日時点で耐震化率が 90%に近付いています。

福岡県内公立学校の耐震化の状況

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

校 種	全棟数 a	S57 以降 (新耐震基準) b	S56 以前 (旧耐震基準)		耐震化済棟 e=b+c+d	耐震化率 e/a	前年からの 伸び率
			耐震性有り c	耐震化済 d			
小中学校	4,844	2,115	849	1,380	4,344	89.7%	5.4%
高等学校	1,345	726	228	265	1,219	90.6%	3.4%
特別支援学校	293	160	76	32	268	91.5%	2.9%

(再 掲)

県立学校	1,470	828	264	261	1,353	92.0%	2.7%
------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	------

課 題

- ・県立学校については、施設の老朽化に伴う外壁や防水工事等を併せて実施する必要があり、工事費が多額となることから、耐震化完了までの予算確保が重要です。
- ・市町村立学校については、財政上の問題で、平成 27 年度末までの耐震化完了が見込めないところもあることから、引き続き国庫補助制度を活用した事業への取組を促す必要があります。

対 応

- ・県立学校については、学校の教育環境・機能性等に配慮しつつ計画的に耐震補強や改築工事を実施し、平成 27 年度までに耐震化の完了を目指します。
- ・耐震化完了が見込めない市町村については、随時情報提供を行い、個別に働きかけを行うなど必要な指導・助言を行います。

Ⅲ 信頼される学校をつくる

1 安心して学べる学校づくり

(5) 教育機会の確保 <<施策20>>

高校教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲にこたえる奨学金事業を円滑に実施します。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的理由により修学が困難になることがないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ20,988人の生徒に奨学金を貸与・ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布） 各種媒体による周知・広報（県のホームページ・広報誌等）

成 果

- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施したことにより、奨学金事業について、平成24年度は、延べ20,988人の生徒に奨学金貸与ができました。

課 題

- ・ 近年の厳しい経済・雇用情勢の影響による保護者の家計急変等により、今後も多くの生徒が経済的に修学困難となることが懸念されます。
- ・ 奨学金事業の充実のため、奨学金貸与に必要な予算の確保が重要な課題です。

対 応

- ・ 学ぶ意欲のある生徒が経済的理由で修学を断念することがないように、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保に努めます。
- ・ 奨学金事業を円滑に実施するため、制度や内容の充実に努めます。
- ・ 奨学金制度の周知について、引き続き、県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。

Ⅲ 信頼される学校をつくる

2 魅力ある学校づくり

(1) 地域に開かれた学校づくり ≪施策 2 1≫ 社会教育課、高校教育課、義務教育課、
体育スポーツ健康課

平成 2 4 年度 施策の基本的なねらい

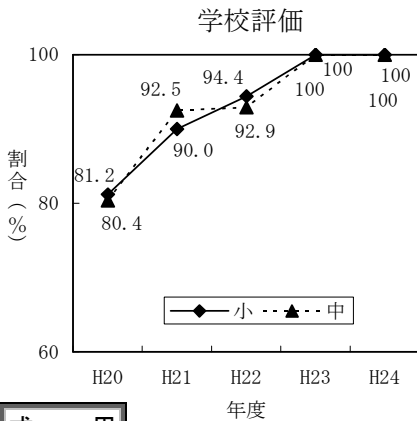
- ◇ 保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムづくりを推進します。
- ◇ 家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。

平成 2 4 年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績						
学校評価システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価^{注 32)} 実施率 小学校 100% (476 校/476 校) 中学校 100% (211 校/211 校) 高等学校 100% (95 校/ 95 校) ・学校自己評価の各学校のホームページで公表 (県立高校、県立中等教育学校、県立中学において 100%実施) ・学校関係者評価^{注 33)} 実施率 小学校 100% (476 校/476 校) 中学校 100% (211 校/211 校) 高等学校 100% (95 校/ 95 校) 						
学校評議員制度 ^{注 34)} 等を活用した 学校運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員設置率 小学校 87.0% (414 校/476 校) 中学校 86.7% (183 校/211 校) 高等学校 100% (95 校/ 95 校) 						
地域が学校を支援する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域の連携推進セミナーの開催 参加者：81 名 ・学校運営協議会^{注 35)} (コミュニティスクール) を導入している学校 (平成 25 年 4 月 1 日現在) 小学校 49 校 中学校 18 校 (政令市を除く。) 						
優れた知識・技能を有する 社会人の積極的な活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 (政令市を除く。) 小学校 99.8% (475 校/476 校) 中学校 94.3% (199 校/211 校) 						
学校施設の開放促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県民のニーズにこたえるため、全県立学校を開放の対象とし、屋外運動場等を学校教育活動に支障のない範囲で開放 <p>平成 24 年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開放校数</th> <th>開放回数</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41 校</td> <td>2,687 回</td> <td>84,269 人</td> </tr> </tbody> </table>	開放校数	開放回数	利用人数	41 校	2,687 回	84,269 人
開放校数	開放回数	利用人数					
41 校	2,687 回	84,269 人					

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
学校評価	学校関係者評価を実施している学校の割合	小 100% 中 100% (H24 年度)	小 100% 中 100% (H26 年度)	◎



成 果

- ・小中学校については、学校の自己評価及び学校関係者評価の実施率は100%を達成しています。
- ・県立高等学校においては、すべての学校で学校の自己評価、学校関係者評価及び学校評議員制度を実施しており、地域に開かれた学校づくりや、地域の声を反映した学校運営が図られるなどの効果がみられます。
- ・地域が学校を支援する取組については、学校・家庭・地域の連携推進セミナーを開催し、連携や協働を推進することの効果や意義を再確認するとともに、今後の取組に向けての方向性を探ることができました。
- ・地域の人を招く授業等を実施することで、児童生徒の学習意欲が高まるとともに、地域の人が学校の教育活動を理解する機会を広げることにつながっています。
- ・県立学校体育施設開放事業における平成24年度の開放状況は、開放校数41校（昨年度比+4校）、開放回数2,687回（昨年度比+322回）であり、昨年度と比較し拡大しています。
- ・小中学校において、保護者や地域に開かれた学校づくりを推進するため、土曜日を活用した授業（土曜授業）が28市町村・学校組合で実施されました。

課 題

- ・学校関係者評価については、公表率が小学校で89.7%、中学校で88.6%であり、全ての学校で公表が行われることが必要です。
- ・地域が学校を支援する取組については、学校・家庭・地域の連携推進セミナーの研修内容の評価や、参加者の満足度は高いものの、一層の内容の充実に努める必要があります。また、参加者同士が協議する時間を確保し、情報交流やネットワークづくりを図る必要があります。
- ・県立学校体育施設開放事業は、学校の教育活動に支障のない範囲で可能な限り学校開放を実施することとしており、運動部活動が盛んな学校などにおいては、地域に開放する時間等の調整が困難であることから、学校間で開放回数に差が生じています。
- ・学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域に開かれた学校づくりを推進するという土曜授業の基本方針が周知されていない学校が見受けられました。

対 応

- ・学校関係者評価の公表内容や方法について、管理職研修会等で周知を図ります。
- ・学校の自己評価の計画及び結果について、数値目標を明示して分かりやすくしたり、ホームページ等に速やかに掲載したりするとともに、学校運営に的確に反映させていくなどの学校の自己評価の改善や、学校関係者評価による教育活動等の一層の活性化を図ります。
- ・地域が学校を支援する取組については、学校・家庭・地域の連携推進セミナーを社会教育主事講習のフォローアップ研修として位置付けます。また、学校・家庭・地域の連携を推進するコーディネーターの養成を視野に入れ、その資質・能力を高める研修会とします。
- ・学校が、教育内容や子どもの実態等を家庭や地域に発信するなど、開かれた学校づくりを進めることにより、学校への理解を深め、学校・家庭・地域の連携体制を強化します。
- ・第三者評価^{注36)}についても、その在り方について国の動きを踏まえつつ、検討を進めます。
- ・学校運営協議会（コミュニティスクール）については、学校の教育活動や学校運営に関して、地域住民のニーズを反映させる等の主体的な関わりをつくることのできるよう、文部科学省の「コミュニティ・スクール推進事業」等の成果や情報を提供します。
- ・学校と利用希望者との間で、学校行事や運動部の活動計画等との調整を密にとり、学校体育施設を更に開放できる可能性を検討します。なお、参加人数については、使用する団体の人数により増減しますが、今後はこうした観点も持ちながら学校体育施設の開放を推進していきます。
- ・市町村による研修会等において、土曜授業の趣旨を周知します。

Ⅲ 信頼される学校をつくる

2 魅力ある学校づくり

(2) 教育ニーズに対応する学校づくり

《施策 2 2》

企画調整課、高校教育課

平成 2 4 年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒一人ひとりの多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた望ましい教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。

平成 2 4 年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
中高一貫教育校等の新しいタイプの学校 ^{注37)} の充実	<ul style="list-style-type: none">・中高一貫教育校の未設置地区（福岡地区、筑豊地区）における、中高一貫教育研究指定校の募集 3校から申請・中高一貫教育研究指定校の指定 2校
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none">・教育庁内の関係課による県立高等学校の活性化推進のためのプロジェクトチームの設置・福岡県中学校長会との意見交換会の実施・継続して定員割れが生じている高等学校等、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組及びそれに基づく人員配置、広報活動等に係る予算の支援
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none">・学校の特色化・活性化方策に関する調査による現状の分析・特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none">・受検生の多様な個性を評価するため、推薦入学制度や個性重視の特別試験、理数科等における学力検査の追加問題（数学）などを実施

成 果

- ・中高一貫教育研究指定校に指定された宗像高校及び嘉穂高校において、校内における検討体制を整備し、地元自治体の教育委員会や小・中学校との意見交換も行いながら、中高一貫教育校としての教育活動や学校行事の在り方等について研究が進められました。
- ・継続して定員割れが生じている高等学校や、専門学科及び特色ある学科・コースを有する高等学校において、教育内容の改善や広報活動の強化など、学校活性化に向けた取組が進み、前年度に比べ定員割れの学校数及び学科・コース数が減少しました。
- ・受検生の多様な個性を様々な角度から評価することができました。

課 題

- ・中高一貫教育研究指定校においては、平成 16 年度に開校した県立中高一貫教育校 3 校の成果を生かしながら、新たな中高一貫教育校として独自の特色化を図る必要があります。
- ・一部の学校において活性化に向けた取組が十分機能せず、定員割れの人数が増加しました。
- ・各学校における活性化に向けた有効な取組について、県立高等学校全体に拡大していく必要があります。
- ・学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性を一層適切に評価していく必要があります。

対 応

- ・平成 25 年度中の中高一貫教育校整備計画策定に向け、研究指定校における研究を支援します。
- ・今後も県教委と県立高等学校で連携を図りながら、各学校間で有効な取組内容の共有を図り、学校の特色の明確化や広報活動の強化、教育内容や指導方法の工夫改善など、県立高等学校全体の魅力向上に向けて取組を推進します。
- ・各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、受検生の個性や学習意欲等を重視する入学者選抜の拡充を図ります。

IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする

1 文化の振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 ≪施策23≫

社会教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

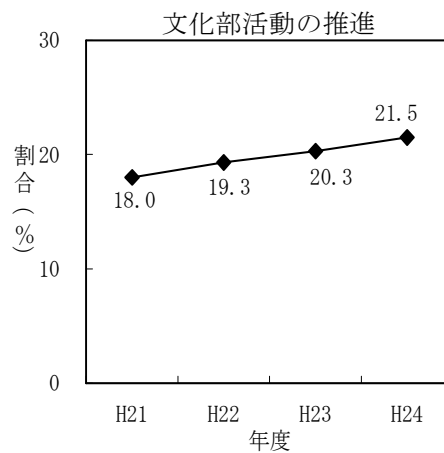
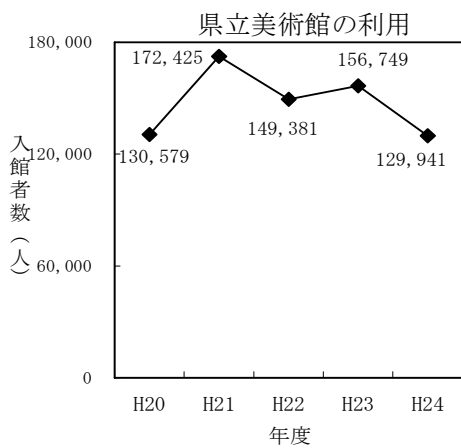
- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性をはぐくみ、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図るとともに、新しい県立美術館の具体的な整備の方針を検討します。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
「子ども文化事業」及び「芸術体験講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県民文化祭「子ども文化事業」の実施 5市 ・県民文化祭「芸術体験講座」の実施 30校（小学校24校、中学校2校、特別支援学校4校）
中学校文化連盟 ^{注38)} 、高等学校芸術・文化連盟 ^{注39)} への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県芸術・文化活動事業補助金の交付 ・総合文化祭やスチューデントミュージックフェスティバル^{注40)}など各種事業の開催に関する広報協力
県立美術館の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会の実施 常設展（コレクション展Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ） 「没後30年 鹿児島寿蔵 美しき紙塑人形のわざ」「松本英一郎 風景は微細動する」「光をさがして」 企画展 「郷土の美術をみる・しる・まなぶ vol.4 児島善三郎と中村研一 福岡ライバル物語」「福岡現代美術クロニクル 1970-2000」 実行委員会展 「永田萌一夢みるチカラ」「40周年記念 ベルサイユのばら展」 平成24年度所蔵品巡回展 「移動美術館展」（みやま市で開催） 第68回福岡県美術展覧会（県展） （出品総数3,583点、入選総数1,388点） ・県民の芸術活動発表の場としての展示室貸出（64団体） ・デジタルミュージアム・システムにおける収蔵品等情報のインターネットを通じた提供 ・美術館ニュース「とっぷらいと^{注41)}」の発行（年3回）及び美術教養講座等の実施
福岡県江蘇省友好提携20周年記念美術展覧会の江蘇省での開催 ＜重点事業16＞	<ul style="list-style-type: none"> ・開催延期（江蘇省美術館（中国江蘇省南京市）で福岡県美術作品展の開催を予定していたが、江蘇省美術館から開催延期について申し出があったため）
新しい県立美術館の整備検討の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・他県等先行事例現地調査の実施 ・自治体PFIセミナーの受講

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
県立美術館の利用	県立美術館の入館者数	129,941人 (H24年度)	160,000人 (H26年度)	△
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している 県立高等学校生徒の割合	21.5% (H24年度)	22% (H28年度)	○



成 果

- ・県民文化祭において、知事部局と連携して「子ども文化事業」を県内市町村で、「芸術体験講座」を県内の小・中・特別支援学校で実施しました。「芸術体験講座」を実施した学校や児童生徒からは、「教員以外の方からの専門的な指導に触れるよい機会であった。」「生徒にとって芸術の良さを味わうと共に、体験することによって大きな自信になったと思われる。」など、概ね好評価を得ています。
- ・福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟に対して、総合文化祭等の開催に支援を行ったことにより、文化芸術活動の推進が図られました。
- ・県立美術館の平成24年度の企画展の入場者数は、平成23年度と比較して増加しました。特に「児島善三郎と中村研一 福岡ライバル物語」展は、郷土が生んだ偉大な洋画家二人の画業を「ライバル」という身近な視点を導入して紹介した企画が好評を博しました。また、「福岡現代美術クロニクル 1970-2000」は、福岡市美術館との初めての共同企画、共同開催となる画期的な展覧会であり、新たな連携を図ることができました。
- ・新しい県立美術館の整備検討については、平成20年8月に取りまとめられた福岡県立美術館将来構想検討委員会報告を踏まえ、事業内容や施設整備など新しい県立美術館の整備に必要な検討を進めました。具体的には他県等先行事例調査のための現地視察や、建築手法における民間活力の導入について理解を深めるための研修受講などに取り組みました。
- ・平成21年度から実施している「スクール・アートバス事業」(現「スクール・ミュージアム事業」)により、児童・生徒の鑑賞活動を支援し、県立美術館と学校教育との一層の連携を行いました。
- ・県立高等学校に対しては、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業等の科学・技術に関する文部科学省の事業の情報提供や参加を促進するなど、科学系の活動の活性化に向けた取組を行いました。

課 題

- ・県立美術館の平成24年度実行委員会展2本の入場者数は、新聞広告やTVスポット等を積極的に活用しましたが、平成23年度の2本の合計と比較して約2割減となり、来場者の更なる裾野拡大には至りませんでした。実行委員会における主催者間の緊密な連携と、効果的な広報手段が今後の課題となりました。
- ・新しい県立美術館の具体的な整備を行うため、立地場所の検討など、より具体的な検討を進める必要があります。

対 応

- ・県立美術館については、福岡県ゆかりの優れた画家等を調査研究の上、これまで蓄積した当館の財産及びノウハウを生かした展覧会を開催するとともに、県民の芸術的ニーズを重視した実行委員会展を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作活動の更なる促進を図ります。また、集客力を高める取組として、民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。
- ・新しい県立美術館の整備に向け、引き続き関係機関と調整し情報収集を図るなど、検討を進めます。
- ・県立高等学校においては、生徒が芸術・文化系部活動に意欲的に取り組むことができるよう、活動の成果を発表できる各種大会や発表会等に関する情報提供や指導者研修会の参加促進などに努めます。

IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする

1 文化の振興

(2) 文化資源の保存と活用 << 施策 24 >>

文化財保護課

平成24年度 施策の基本的なねらい

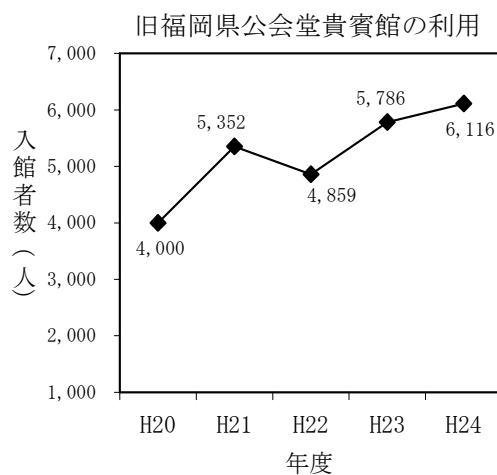
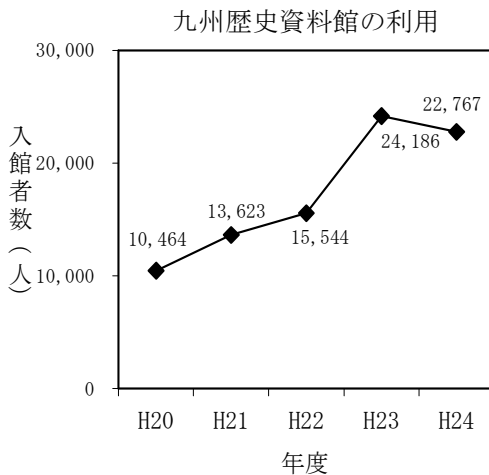
- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能や伝統工芸技術の保存・継承・活用を図るとともに、大宰府関連史跡を始めとする重要大規模遺跡等の保存・整備・活用を進めます。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
文化財保護指導委員による保護活動の充実と文化財保護思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護指導委員(17名)による県内の文化財を毎月巡視 年間延べ1,387件
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実 <重点事業17>	<ul style="list-style-type: none"> ・九州歴史資料館の年間入館者数 22,767名 ・特別展(1回) 長崎街道開通400年記念特別展「長崎街道-世界とつながった道-」H24.10.30~H24.12.27 入館者4,887名 ・企画展(6回) 「きゅうおにタイムトラベル-大昔の暮らしと国づくり-」H24.4.24~H24.7.22 「発掘速報展2012」H24.7.24~H24.10.28 「発掘された筑紫万葉の世界」H24.10.30~H25.1.14 「聖地四王寺山」H25.1.16~H25.3.10 等 ・パネル展(5回) 「朝鮮半島の文化遺産(2)-百済の山城-」H24.5.8~H24.7.16 「周防灘沿岸の戦争遺跡」H24.10.30~H24.12.27 等 ・教育普及講座 館長講座・九歴講座・九歴ゼミ・夜のギャラリートーク等 延べ41回開催 延べ5,130名受講 ・イベント(3回) きゅうれき七夕イベント・きゅうれき万葉イベント・ 開館2周年イベント 延べ859名参加 ・古代体験(ボランティア養成事業) 延べ7,311名参加
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者による自主事業(8回) ～彩りの花「紅蘭展」～、「あかり絵の世界」、「押し花絵展示」等 ・指定管理者による各種コンサート(4回) 「オカリナ&ギター クリシュ コンサート」、「杉尾寛史ウクレレコンサート」等 延べ142名参加
大宰府関連史跡の公有化の推進等 重要大規模遺跡 ^{注42)} の 保存・整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・大宰府関連史跡公有化事業 4市町6件補助 ・大宰府史跡環境整備事業(大野城跡 増長天地区ほかの修復・整備) ・県内8つの大規模遺跡に対し、13回の保存活用検討会を開催

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館の入館者数	22,767人 (H24年度)	35,000人 (毎年度)	△
旧福岡県公会堂貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館の入館者数	6,116人 (H24年度)	4,800人 (毎年度)	◎



成 果

- ・文化財保護指導委員による定期的な文化財巡視は、県内の文化財の問題点等を早期に発見し、必要な対応策を講じるために有効でした。
- ・九州歴史資料館では、常設展をはじめ長崎街道開通400年記念特別展や様々な企画展、教育普及講座、ボランティアによる体験活動等により、発掘調査の成果や歴史文化遺産の魅力を多くの県民に伝えることができました。
- ・旧福岡県公会堂貴賓館では、レストランとしての活用や指定管理者による自主事業などの効果により、目標値を達成することができました。

課 題

- ・九州歴史資料館においては、入館者の利用促進を図るため、今後も、展示内容の充実に努めるとともに、九歴ボランティアを活用した教育普及活動を推進する必要があります。
- ・旧福岡県公会堂貴賓館については、今後も利用促進に向けた活用方策の検討・企画のより一層の充実に努める必要があります。

対 応

- ・文化財保護指導委員による文化財巡視は、県内の文化財を常時把握、指導・助言及び文化財保護への理解のため、今後も継続して実施し、保護活動の充実に努めます。
- ・九州歴史資料館については、今後も文化財の調査研究、保存活用等の事業を充実し、効果的な広報活動の実施により入館者増を図るとともに、文化財保護思想の普及・啓発に努めます。
- ・旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進については、入館者に対するアンケート結果を踏まえ、入館者数がさらに向上するよう、指定管理者と連携・協力した貴賓館の利用促進及び活用方策の充実に努めます。
- ・大規模遺跡等については、今後も関係市町村と連携を図りながら、保存・整備・活用を進めます。

Ⅳ 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする

2 スポーツの振興

(1) 県民スポーツ活動の振興 << 施策 25 >>

体育スポーツ健康課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組みます。

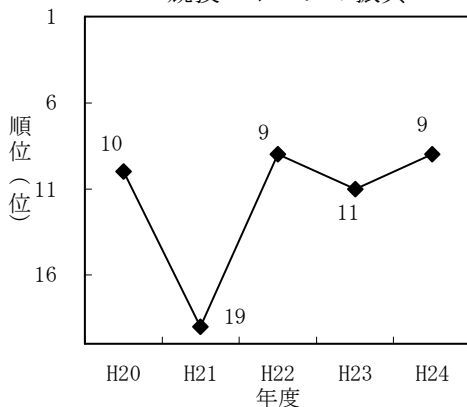
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
選手育成のための総合的な競技力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の育成 国内トップレベルの指導者等による研修会の実施（1,242名） 最新のスポーツ医・科学に関する情報提供を実施（111名） 遠征・合宿事業の実施 40競技団体／491回／1,196日／7,426名
県立スポーツ科学情報センターの機能充実と活用促進	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ医・科学測定・分析機能の活用 体力・運津能力測定・評価を15競技団体で実施 国民体育大会に向けた映像分析を4競技団体で実施 スポーツに関する情報の発信 「ふくおかスポネット^{注43)}」による情報提供 アクセス116,603件 「福岡スポーツウェブ(fs-web)^{注44)}」による情報提供 228回配信

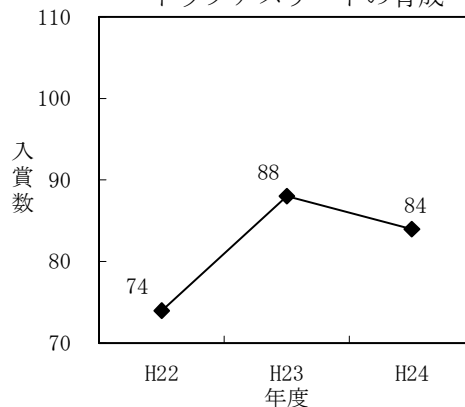
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績	9位 (H24年度)	8位以内 (毎年度)	○
トップアスリートの育成	全国高等学校総合体育大会入賞数	84 (H24年度)	105 (H25年度)	△

競技スポーツの振興



トップアスリートの育成



成 果

- ・計画的な強化により、平成 23 年度の国民体育大会総合成績 11 位から平成 24 年度は 9 位となり、目標の 8 位以内入賞に迫る好成績を残しました。
- ・全国高等学校総合体育大会の入賞数では、全体では入賞数が減少しているものの、強化が難しい団体入賞数は向上しており、本年度本県を含む北部九州 4 県で実施される全国高等学校総合体育大会に向け、順調に強化が進んでいると考えられます。

課 題

- ・指導者研修は、県内の指導者数を考えると受講した指導者数では十分とはいえない状況にあり、今後は更なる受講者数の拡大や、習得した指導技術を各競技団体で体系的に伝達し、県全体の指導者の資質向上を図ることが必要です。
- ・県教育委員会と県体育協会^{注 45)}、県スポーツ振興センターが連携して、競技団体に対して一貫指導体制の整備を推進しており、指導者間の指導理念や指導内容の統一や選手の発達段階に応じた指導に取り組んでいるものの、競技団体によっては、指導者に対する伝達がうまくいかない事例等も報告されていることから、更に連携を深めながら県内指導者全体に浸透できるよう、取り組む必要があります。

対 応

- ・県体育協会、県スポーツ振興センター及び学校体育団体との連携を強化して、一貫指導システム構築に係る成功事例の紹介、最新のスポーツ医・科学の成果等を活用した指導法等競技力向上に関する研修会の充実を図り、子どもたちの発達の段階に応じ、適切で質の高い指導を行うことができる指導者の養成に努めるとともに、養成された指導者の有効活用が更に図られるよう取り組みます。
- ・特に、県内各競技団体の中高校生スポーツ指導者を対象に指導者養成事業を実施し、選手の年代や競技レベルに応じて適切な指導ができる優れた指導者を養成することにより、継続的に中高生スポーツ選手を育成できる体制の整備に努めます。

IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする

3 社会教育の推進

(1) 社会教育活動の推進 << 施策 26 >>

社会教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

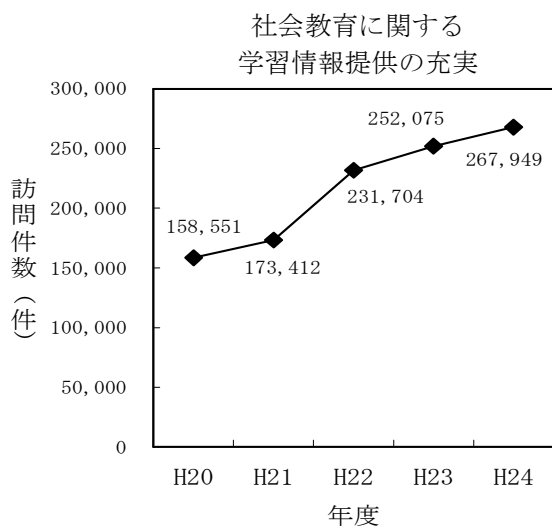
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制の整備を図ります。
- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
NPO ^{注46)} やボランティア団体との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラム 参加者 143 名 ・中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の開催（2日間） 参加者延べ 808 名
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性のある適切な活動を行う社会教育団体への助成 11 団体
社会教育関係職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村新任社会教育関係職員研修（3回） 受講者延べ 197 名 ・県社会教育主事等研修会（3回） 受講者延べ 173 名
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくおか社会教育ネットワーク アクセス件数 267,949 件 ・メールマガジンの配信 年 12 回（登録者約 300 名）
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・英彦山環境ボランティア研修 受講者延べ 50 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
社会教育に関する 学習情報提供の充実	ふくおか社会教育ネットワークへの アクセス件数	267,949 件 (H24 年度)	300,000 件 (H28 年度)	○



成 果

- ・生涯教育実践研究交流会では、多様化・高度化する学習ニーズに応えることができるよう、行政職員、NPO、ボランティア団体等が集い、生涯学習・社会教育に関する様々な実践報告をもとに協議が深められ、相互の研鑽と交流を図ることができました。
- ・社会教育関係団体へ助成を行うことにより、生涯学習・社会教育の一層の振興につながりました。
- ・ふくおか社会教育ネットワークのホームページをリニューアルし、社会教育に係る先進的な取組事例等の情報の更新やメールマガジンの配信などにより、インターネットによる学習情報提供に関する取組の充実を図ったことで、アクセス件数増につながりました。
- ・県立社会教育施設でのボランティア研修については、事業実施後の意欲の向上や参加者同士のネットワークの構築等につながりました。

課 題

- ・社会教育関係団体との連携を促進する必要があります。
- ・ふくおか社会教育ネットワークについては、社会教育に関する様々なデータを集約・整理し、利用者のニーズに合わせて効率よく情報提供できるよう、システム運用の充実を図る必要があります。
- ・社会教育関係職員及びボランティア研修については、予算が縮減される中、研修内容及び方法を工夫し、研修の質の向上に努める必要があります。

対 応

- ・ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラムの特徴であるテーマカフェの内容をさらに充実させ、家庭教育と子育てで支援関係者への学習と交流の場を提供します。
- ・社会教育関係団体との連携強化を図り、ニーズに応じた情報提供や指導者の育成等の支援を行います。
- ・ふくおか社会教育ネットワークについては、情報量や内容の充実を図り、社会教育施設や各種事業、取組事例等について広く紹介していきます。
- ・社会教育関係職員及びボランティア研修については、事業の目的に合ったより効果的なプログラムの提供を行います。

IV 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする

3 社会教育の推進

(2) 社会教育施設の充実 <<施策 27>>

社会教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

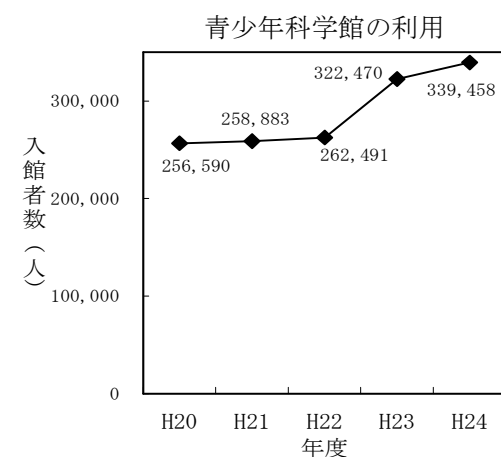
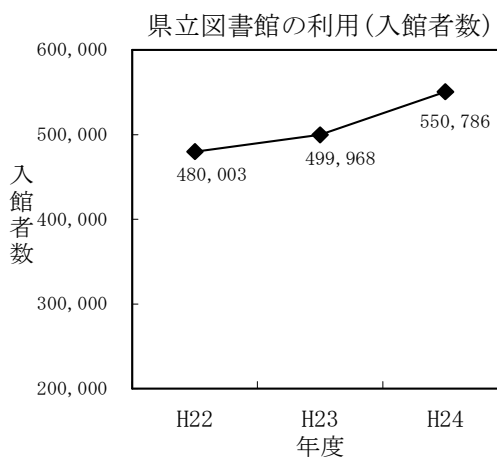
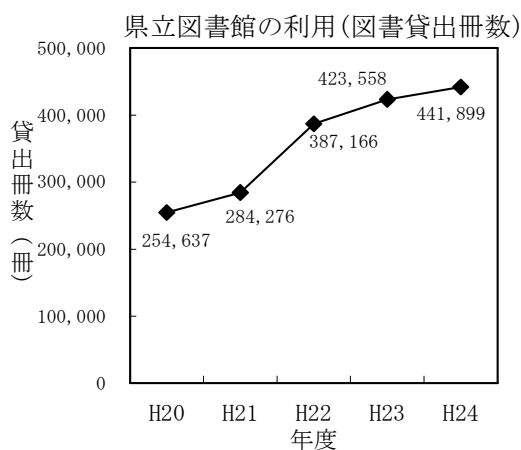
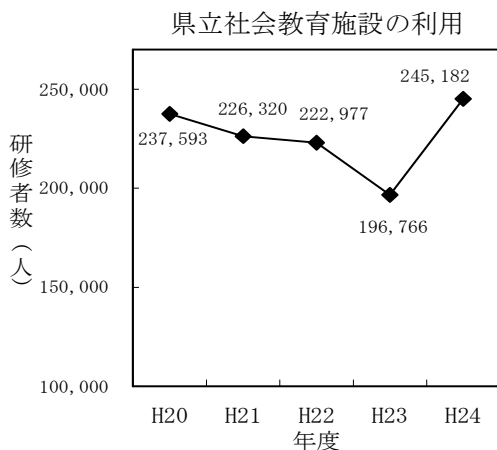
◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設^{注47)}の機能充実と利用促進を図るとともに、社会教育関係職員の専門性を高めます。

平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
県立社会教育施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 県立社会教育施設における事業内容の改善、体験プログラムの開発 県立図書館 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔地サービス^{注48)} 貸出返却利用 10,793 冊 学校貸出図書セット 197 セット (83 校) レファレンス^{注49)} 受付数 44,267 件 県立図書館及び公共図書館等の相互貸借のネットワーク構築 <ul style="list-style-type: none"> 貸出借受冊数 20,668 冊
県立社会教育施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 県立社会教育施設における企業や大学等への周知等、広報活動の充実や開所日数の増加などの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」(県立3施設)の開所日数 1,005 日 (計画 977 日) 県立社会教育施設 (県立3施設、ふれあいの家4施設) <ul style="list-style-type: none"> 研修者数 245,182 名 県立図書館 図書貸出冊数 441,899 冊 入館者数 550,786 名 青少年科学館 入館者数 339,458 名
社会教育施設職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> プレイリーダー研修 (福岡県子ども会育成連合会と共催) <ul style="list-style-type: none"> プレイリーダー1級 (少年自然の家「玄海の家」において1回) <ul style="list-style-type: none"> 受講者 49 名 プレイリーダー2級 (6教育事務所において各1回) <ul style="list-style-type: none"> 受講者延べ 222 名 県立図書館 <ul style="list-style-type: none"> 専門研修 <ul style="list-style-type: none"> 資料整理保存研修 参加者 25 名 郷土資料研修 参加者 24 名 参考調査業務研修 参加者 24 名 「子どもと読書」研修会 131 名 青少年科学館 <ul style="list-style-type: none"> 民間と連携したプラネタリウム研修 年間 10 日間程度

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立社会教育施設の利用	社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」などの研修者数	245,182 人 (H24 年度)	270,000 人 (H26 年度)	○
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	441,899 冊 (H24 年度)	450,000 冊 (H28 年度)	○
	県立図書館の入館者数	550,786 人 (H24 年度)	528,000 人 (H28 年度)	◎
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	339,458 人 (H24 年度)	310,000 人 (H26 年度)	◎



成 果

- ・県立社会教育施設では、祝日開所の実施や利用者が減少する冬季の活動内容を工夫するなどして、広く県民の利用促進に努めることにより利用者が増加しました。
- ・県立図書館では、遠隔地サービスや学校貸出図書セットの充実、相互貸借ネットワークの構築等、利用者サービスの向上によって、図書貸出冊数、入館者数等が増加しました。
- ・青少年科学館では、県民のニーズに応じた取組や、科学性と娯楽性のバランスを考慮した企画に努め、目標年度を待たずに入館者数の目標値を達成しました。
- ・プレイリーダー研修については、福岡県で一定の研修水準を保つことで、全県的に専門的な知識、技術を習得した指導者を多く養成でき、関係団体の活性化につながりました。

課 題

- ・県立3施設においては、子どもの体験活動の一層の推進のために、特色あるプログラムの開発が必要です。
- ・ふれあいの家4施設については、研修者数増に向けての対策が必要です。
- ・県立図書館においては、市町村立図書館との連携強化を図るとともに、さらなる利用者サービスの充実に努める必要があります。
- ・青少年科学館においては、民間の専門機関との連携を生かし、より効率的・効果的な事業運営に努めることが必要です。

対 応

- ・県立3施設においては、県社会教育委員の会議から、平成25年3月に、今後の青少年教育施設の在り方について報告されており、それを踏まえ、現代的課題や自然等の立地条件を生かしたプログラムの開発に努めます。
- ・ふれあいの家4施設においては、利用促進プロジェクトチームを設置するとともに、学校や民間団体等に対し利用促進のための広報・啓発の充実を図ります。
- ・県立図書館においては、遠隔地サービスにおける全市町村との連携体制の構築を図ります。
- ・青少年科学館においては、県民のニーズを的確に捉え、特別展やプラネタリウム番組等の充実を図ります。

V 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 << 施策 28 >> 高校教育課、義務教育課、人権・同和教育課

平成24年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、一人ひとりの学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を計画的、効果的に身に付ける教育を推進します。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

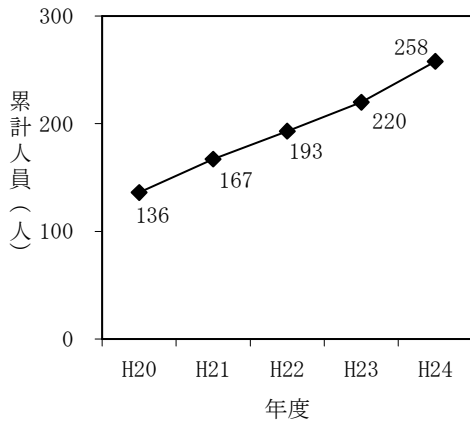
平成24年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績												
人権教育の系統的指導プログラム 開発事業の実施 <重点事業18>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指定校（計21校） 小学校12校、中学校6校、高等学校3校 ・平成24年度は指定一年次になるため、理論研修を中心に実践し、研究構想を作成 												
人権教育実践交流会・人権教育 指導者養成連続講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育実践交流会（福岡県人権教育研修会） 研修会実施回数 3回 研修会参加者数 第1回1,095名 第2回1,110名 第3回（社会教育）253名 ・人権教育指導者養成連続講座 開催講座数 年間8回 受講者数（計38名） 小学校19名、中学校14名、高校4名、特別支援学校1名 												
人権教育コーディネーター ^{注50} 養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・連続講座として年間5回実施 受講者数29名 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>地区別内訳</td> <td>福岡 10</td> <td>北九州 1</td> <td>北筑後 5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南筑後 3</td> <td>筑豊 4</td> <td>京築 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福岡市 3</td> <td>北九州市 0</td> <td></td> </tr> </table>	地区別内訳	福岡 10	北九州 1	北筑後 5		南筑後 3	筑豊 4	京築 3		福岡市 3	北九州市 0	
地区別内訳	福岡 10	北九州 1	北筑後 5										
	南筑後 3	筑豊 4	京築 3										
	福岡市 3	北九州市 0											
男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科の授業における男女共同参画社会の形成に向けた教育 												
男女共同参画についての 教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、管理職研修及び校長生徒指導研修会等において「男女共同参画教育」に関する研修を実施 												

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	258人 (H24年度)	320人 (H28年度)	○

人権教育の推進



成 果

- ・人権教育の系統的指導プログラム開発事業では、指定1年目（事業期間：平成24～26年度）として理論研修を中心に実践、課題を整理し、研究構想を作成することができました。
- ・人権教育研修会第1回及び第2回では、県内のすべての公立小・中・高・県立学校（政令市を除く。）からの参加があり、第3回（社会教育）では、県内のすべての市町村（政令市を含む。）から参加申込がありました（当日は59市町村から参加）。参加者数も前年度より21名増加しました。
- ・人権教育研修会第1回及び第2回の研修内容については、約97%の学校において、全体研修や学年研修の場等を通じて還元されています。
- ・人権教育指導者養成連続講座では、平成24年度までに累計で258名の小・中・県立学校の教員が受講を修了しました。講座修了者は、自校のみならず、異校種間や地域において、研修の企画・運営、講師として携わっています。
- ・人権教育コーディネーター養成講座では、講座修了者が市町村において研修の企画・運営の中心になったり、研修講師等を務めたりするなど活躍しています。
- ・研修会等の実施により、男女共同参画への意識の改革が進みました。

課 題

- ・人権教育の系統的指導プログラム開発事業では、各指定校内や学校間において、研究に関しての十分な共通理解が図られていません。
- ・人権教育研修会第1回及び第2回では、学校現場では様々な人権問題に関する具体的な対応が求められていることから、より多様な実践を紹介していく必要があります。第3回（社会教育）では、人権をめぐる社会状況や市町村における人権教育・啓発の推進上の課題を踏まえて、多様なニーズに応えられるよう内容の更なる充実を図る必要があります。
- ・人権教育コーディネーター養成講座については、地域により事情は異なるものの、受講者に地域的なばらつきが見られます。
- ・家庭科以外の教科指導や学校教育活動全体において男女共同参画教育の充実を図る必要があります。
- ・男女共同参画についての教員研修体制をより充実させる必要があります。

対 応

- ・人権教育の系統的指導プログラム開発事業では、平成25年度は、各指定校の研究構想をもとに人権教育の視点に立った授業及び交流会・協議会を実施し、各指定校内や学校間における相互の共通理解を図ります。
- ・人権教育研修会第1回及び第2回では、先進的な人権教育の理論・実践についての講演や多様な実践事例の報告を計画し、第3回（社会教育）では、個人人権課題について学ぶための講演や県内各地域における多様な実践の紹介などを計画します。
- ・人権教育コーディネーター養成講座については、本講座の意義や成果について一層の周知を図り、市町村からの受講推薦を促していくとともに、市町村や地域の実態や課題を踏まえた多様なニーズに応えられるよう、講座内容の更なる充実・改善を図っていきます。
- ・男女共同参画についての教員研修については、平成25年度は引き続き基本研修等において実施します。

注釈

- 注1) レイマンコントロール：住民による意思決定。専門家の判断のみによらずに、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。
- 注2) 学力向上支援チーム：教育事務所内の指導主事でチームを編成し、対象となる市町村の学力実態分析、学力向上の取組等について指導・助言するなどして支援するもの。
- 注3) 教科区分：全国学力・学習状況調査は、国語A（知識）、国語B（活用）、算数〔数学〕A（知識）、算数〔数学〕B（活用）の4教科区分で実施されている。
- 注4) ICT：Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
- 注5) 国際科学技術コンテスト：数学オリンピック、物理オリンピック、化学オリンピック、生物学オリンピック等の国際的なオリンピックの総称を国際科学技術コンテストという。それぞれが国内予選を実施し、選抜された生徒が国際大会に参加している。
- 注6) 科学の甲子園：平成23年度から独立行政法人科学技術振興機構（JST）が実施している取組で、全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等（中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む）の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。
- 注7) キャリア教育：児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。高等学校段階では、生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことをいう場合もある。
- 注8) デュアルシステム：産業界と学校が長期間の企業実習を通して協同で人材を育成する教育システムのこと。
- 注9) 県立特別支援学校の整備に関する計画：「今後の県立特別支援学校の整備に係る基本的な方針」（平成19年3月）を受け、知的障害の児童生徒の増加及び高等部への進学ニーズの拡大、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、盲学校・聾学校・病弱養護学校の小規模化等への対応策について、平成20年1月に策定・公表したもの。
- 注10) 医療的ケア：特別支援学校に通学する幼児児童生徒に対し、保護者が日常的に実施している医療的行為である、たんの吸引、経管栄養、導尿等の行為。
- 注11) 巡回相談：障害について専門的知識をもった専門家等が、幼稚園、小・中・高等学校等を巡回し、教員等に対して、障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導助言を行うこと。
- 注12) 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役、保護者に対する学校の相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営などの役割を担う教員のこと。
- 注13) 体力アップシート：新体力テストの結果をふまえて、自分の記録・得点や目標記録を3年間継続的に記録することができるシートのこと。

- 注 14) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。
- 注 15) 教育力向上福岡県民運動：平成 19 年 7 月「心豊かで、学習活動や芸術・文化・スポーツ等の体験活動に取り組む意欲と創造性にあふれた子どもを育てる『福岡の教育ビジョン』を策定する」ことを目的に教育力向上福岡県民会議が設置され、平成 20 年 1 月と 8 月に同会議から知事に提言された「福岡の教育ビジョン」を具体的な取組として県内各地で展開していくための県民運動。提言では、今の子どもが抱える本質的な課題を解決した姿を「福岡がめざす子ども～志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども～」と設定し、「福岡がめざす子ども」を育てるために早急に取り組むべき 6 つのアクションプランと、その具体的な方策が提案されている。
- 注 16) P T A：父母と教師の会。1897 年にアメリカで結成された P T A をモデルとして作られ、昭和 29 年に社会教育関係団体として位置づけられた。父母と教師が協力して、児童・生徒のよりよい教育環境の醸成を図ることを目的としている。
- 注 17) 地域活動指導員：各市町村教育委員会が、教育に関して豊かな見識と意欲を有すると認められる者の中から任命し、地域の様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動等の充実を図る活動を行う。
- 注 18) 幼稚園・保育所・小学校の連携：幼稚園と保育所の幼児同士や、幼児と小学校児童の交流の機会を設けたり、幼稚園・保育所・小学校の教師が相互に意見交換する場や合同の研究の機会を設けたりすること。
- 注 19) 福岡県子ども読書推進計画：平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が 16 年 2 月に策定した行政計画（22 年 3 月に改訂版を策定）。家庭・地域・学校等での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注 20) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条で定められた日（4 月 23 日）。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体は、その日に趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注 21) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12 学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注 22) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注 23) 横断検索：図書館資料を検索するときに、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。
- 注 24) いじめ・不登校：「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。「不登校」とは、年間 30 日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいう。
- 注 25) スクールカウンセラー：学校における教育相談機能を高めるために、中学校等に配置した相談員のこと。児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を中心に配置している。

- 注 26) スクールソーシャルワーカー：学校における教育相談機能を高めるために、中学校等に配置した相談員のこと。学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、児童生徒に影響を及ぼしている環境の改善を図ることができる福祉の専門家である社会福祉士及び精神保健福祉士等を中心に配置している。
- 注 27) 訪問相談員：不登校生徒の学校復帰と社会的な自立に向けた相談活動の充実を図るため、高等学校等に配置した家庭訪問等を行う相談員のこと。教職経験者や青少年団体指導者等を中心に配置している。
- 注 28) 福岡県いじめ問題総合対策：いじめ問題への対応のために、学校、市町村教育委員会、県教育委員会、家庭・地域の役割と責任や、それぞれが推進すべき取組をまとめたもので、平成 19 年 2 月に策定した。
- 注 29) 栄養教諭：平成 17 年 4 月に新たに設けられた教育職。学校教育法では、「児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。」と定義されており、学校栄養職員^{注 2)}の職務内容に加えて、食に関する指導（食に関する指導の連携・調整、教科等における指導、個別相談指導）を行うこととされている。
- 注 30) 学校栄養職員：学校給食の専門的事項(学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食等、物資管理、調査研究等)が職務内容として位置づけられている。特に、学校給食を中心とした指導においては、学校栄養職員の専門性を活用することが求められている。
- 注 31) 県有建築物耐震対策計画：県有建築物の耐震対策を推進するため、福岡県県有建築物耐震化連絡会議により平成 19 年 3 月に策定された県有建築物の耐震化に関する計画のこと。
- 注 32) 自己評価：学校が課題に応じて設定した目標や計画等に対して、自ら評価を行うもの。評価結果を学校の設置者に報告する義務がある。
- 注 33) 学校関係者評価：学校が行った自己評価を、学校に関係を持つ校区の保護者等で構成した委員会が評価するもの。委員会は、教育活動を実際に観察したり、教職員や児童生徒と意見交換したりしながら、学校の自己評価の妥当性や信頼性を評価する。評価結果は学校の設置者に報告する義務がある。
- 注 34) 学校評議員制度：校長の推薦と教育委員会の委嘱によって選任された学校評議員が、校長に対して学校経営や教育活動に対する意見具申を行い、学校改善に繋げていくことを目的とした制度。
- 注 35) 学校運営協議会：教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置く機関のこと。保護者や地域住民等、教育委員会が必要と認めた者から構成される。
- 注 36) 第三者評価：学校の自己評価・学校関係者評価（外部評価）を補い、学校運営の質を高めることを目的として、その学校に直接かかわりをもたない専門家が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）に行う評価。法令上、実施義務や実施の努力義務を課されているものではない。
- 注 37) 新しいタイプの学校：生徒の興味・関心や進路希望等の多様化が進む中、高等学校教育に対する期待や要望に適切に対応するために設置された、従来の学校・学科にはない新しいシステムを有する学校のこと。総合学科高校や単位制高校、中高一貫教育校などがある。

- 注 38) 中学校文化連盟：県内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興・発展を図ることを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等 11 の専門部を有する。
- 注 39) 高等学校芸術・文化連盟：県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等 19 の専門部会を有する。
- 注 40) スチューデントミュージックフェスティバル：中学校文化連盟が平成 22 年度開催の全国中学校総合文化祭福岡県大会を契機に、平成 23 年度から発表の機会の少ない中学校の文化部の生徒達に発表の場を与えたり、福岡県高等学校芸術・文化連盟^{注 39)} と交流し、より高度な技術や表現を学ぶ機会としたりすることを目的として実施。
- 注 41) とっぷらいと：県立美術館が作成する広報紙で年 3 回発行している。内容は展覧会紹介や今後のスケジュールのほか、「コレクション通信」「アートの質問」等のコラムを掲載している。
- 注 42) 大規模遺跡：平成 13 年 1 月に県文化財保護審議会から「福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画」の建議を受けた。この計画では、大規模遺跡として、①伊都国地域、②奴国地域、③津屋崎古墳群、④大宰府及びその関連地域、⑤英彦山・求菩提山修験道遺跡、⑥平塚川添遺跡、⑦八女古墳群、⑧装飾古墳群を選定し、整備体制の推進や整備基本計画・実施計画の策定を提言されている。
- 注 43) ふくおかスポネット：平成 12 年 6 月に県立スポーツ科学情報センターにおいて開設したホームページ。子どもの体力向上に係る動画や個人体力診断システムをはじめ、スポーツ指導者及びスポーツ団体の活動等の情報を発信している。
- 注 44) 福岡スポーツウェブ (fs-web)：県内外のスポーツや、子どもの体力向上等、体育・スポーツに関する最新情報を、市町村教育委員会、学校、部活動の指導者及び各競技団体等に発信するメール配信システム。
- 注 45) 県体育協会：スポーツを振興して福岡県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的としており、51 スポーツ団体・学校体育団体と 40 郡市体育協会が加盟している。
- 注 46) NPO：Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない「民間非営利組織」のこと。株式会社などの営利企業とは違い、利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体。
- 注 47) 県立社会教育施設：社会教育に関するサービスを行うために、県が設置する図書館、美術館、社会教育総合センター等の教育施設のこと。
- 注 48) 遠隔地サービス：利用者が県立図書館所蔵の資料を、県立図書館の指定する県内の図書館（室）で受取り又は返却できるサービス。
- 注 49) レファレンス：県民が日々の暮らしや仕事等に関する調査や研究に必要な資料又は情報を探す際に、図書館の資料と機能を活用して、資料又は情報を提供するサービス。
- 注 50) 人権教育コーディネーター：地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・推進ができる市町村の指導者のこと。

学識経験者意見

○ 学識経験者意見 1

福岡教育大学 教授 石丸 哲史

1 点検・評価制度について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条に定められている、平成 20 年 4 月に施行された教育委員会の施策等の点検評価制度は、県民への説明責任を果たす上で重要かつ意義の大きいものである。その方法についても、たゆまぬ改善への努力がなされており高く評価できる。また、「教育委員会の活動状況に関する評価」及び「教育施策の推進状況に関する評価」の 2 項目から成り立っていることは、行政委員会としての教育委員会の活動を詳らかにし、その意義を明確にする上でも重要な項目立てであると考えられる。

ところで、平成 24 年度から実施している「福岡県総合計画」の教育分野に関する部分を「福岡県教育振興基本計画」と位置づけ、この計画に基づいた単年度の実施計画として「福岡県教育施策実施計画」を策定したことに伴って、本年度から、点検評価の対象が従前の「福岡県の教育施策」から「福岡県教育施策実施計画」へと代わった。実効性や成果を意識した 28 施策及び 97 の主な取組・事業を評価対象としていることは、点検評価の方法改善の一環と捉えることができる。引き続きこのような姿勢を貫いていただきたい。

また、今年度から様式が変更され、従前報告書の末尾にあった「教育施策に関する指標の達成状況に関する評価」は、「教育施策の推進状況に関する評価」に含めて記載され、施策ごとに、主な取組・事業、指標、成果、課題、対応という構成で記載されるようになった。このことは、施策自体の合理性や妥当性の検証をさらに容易にするものであり、それぞれの取組を PDCA サイクル化する上で効果的であるだけでなく、平易に概観できる体裁でもあり、県民への説明責任が意識されており評価できる。

ただし、各指標における目標値の設定や達成状況の記述には、改善を要するところもある。

2 教育委員会の活動状況について

定例会・臨時会及び委員協議会の頻繁な開催や現場への積極的な訪問には、教育委員の関心と意欲を窺うことができる。県民の視点に立った議論が展開され、施策の改善点や要望等も示されている。今後も、教育現場の実態把握とりわけ校内視察においては各施策の効果を子どもの姿で検証していただき、教職員をはじめとした関係者との意見交換に引き続き努めていただき、県民の意向を十分に反映した教育行政を展開していただきたい。

また、教育委員会制度への県民の関心が高まっているだけに、いじめや体罰問題等で指摘されている教育委員会の権限と責任等の在り方に関する議論においても、引き続き真摯に臨んでいただきたい。

ところで、県民の意向を反映させるためには、教育委員会の活動内容を積極的に県民に発信しなければならない。引き続き RSS 配信の活性化、ホームページの改善など、県民が容易に情報収集しやすい体裁の工夫など充実・改善に努める必要がある。

3 教育施策の推進状況について

「平成 24 年度福岡県教育施策実施計画」の 5 つの基本目標及び 5 つの柱には、今日的な教育課題の認識とその解決に向けた具体的計画が記述されている。5 つの柱、11 の項目、28 施策、97 の主な取組・事業 といったものが整然と階層構造化されており、これは取組の実施のみならず検証する上でも効果的なものである。

以下、いくつかの施策の推進状況に対する管見を述べる。

《施策 1》 確かな学力向上のための取組の推進

学力の実態あるいは学習状況に関する調査結果の検討が厳密かつ適切に行われ、この結果にもとづいた課題の認識と対応が明記されており、今後ともこれを着実に進めていく必要がある。また、家庭での学習習慣の定着に関する課題が認識されているが、この課題への対応として、社会教育課による「ふくおか家庭教育支援事業」の実施によって、学習習慣の形成を目的とした連携を図っていることから、より着実な成果をあげようとする姿勢がうかがえる。実効性を最優先すべく、関連する取組・事業を所掌する課との連携取組は意義が大きく、他の取組にも拡大し発展させる必要がある。

《施策 8》 国際感覚あふれる子ども・若者の育成

グローバル化した環境下でこれからの社会を支える資質・能力をもった児童・生徒を育成することは福岡県教育委員会にとっても重要な使命である。重点事業 9 「世界に挑む人材育成事業の実施」では、高校生の海外留学に関する取組に傾注しているが、指標では、現状値が 26 人に対して平成 28 年に 50 人という目標値を設定している。ここ数年、数ポイントしか上昇していない状況の下で、為替動向や景気状況などを考慮しながら目標値として妥当性を今後検討する余地もある。また、昨今の海外留学生減少の背景を探るべく、海外に出たがらない生徒の原因はどこにあるのかを分析して海外留学支援策を講じるなど、当該施策については、こうした観点から長期的な視点も含めた取組を深めていく必要がある。

《施策 14》 健康教育の充実

朝食摂取に関する問題解決は家庭との連携が大きな鍵を握っているだけに、本施策の中の食に関する指導については、さまざまな角度から取組を深めていく必要がある。そこで、指標としてあげられている「朝食を毎日食べる児童の割合」が低迷しているにもかかわらず、あえて 28 年度目標値を 95%としており、積極的に取組を深め進展させていく姿勢がうかがえる。今後詳細な課題認識と具体的な対応が求められる。

《施策 16》 信頼される教職員の育成

学校教育における課題の複雑化や多様化など、教員を取り巻く環境が変化していることを課題としてあげ、研修の体系的な整備について検討していくという対応が示されているが、任用後の研修だけでなく、採用段階においてこのような環境変化に対応できる資質や能力をもった人物を選抜できるように、教員採用試験の改善・充実に引き続き努める必要がある。

《施策 17》 児童生徒の安全確保

「交通安全教育の推進」の指標である交通安全教室実施学校の割合では、中学校の現状値が

56.8%と小学校及び高等学校に比べて著しく低い。このことによって達成状況を「目標に向けて、取組の強化が必要である」としたことは納得できる。自転車通学時、公道において並行運転等、生徒の通行の無秩序さが指摘されているところであり、市町村教育委員会などと連携しながら、交通安全教育のさらなる充実を図る必要がある。

《施策 24》文化資源の保存と活用

九州歴史資料館の入館者数が目標値に届いておらず取組の強化が必要とされている。小郡市移転後、飛躍的な来館者増加という実績があり、35,000人という目標値はいささか高いような感触はある。数年後の目標値を設定し、旧福岡県公会堂貴賓館の入館者増の成功例を参考としながら、着実に入館者数を増加させる取組とともに、この増加へ寄与する文化財の調査研究、保存活用等の事業を充実する必要がある。

以上、いくつかの施策を挙げて、指標、成果、課題、対応の適切さを検討し、管見を述べたが、ほとんどの施策においてその点検・評価は妥当かつ適切であった。指標における数値設定の合理性、取組を実施した上での課題かどうかの吟味等、今後もこれらの点に留意しながら点検・評価の深化に努めていただきたい。

○ 学識経験者意見 2

九州共立大学 教授 古市 勝也

1 点検・評価制度について

(1) 平成 20 年 4 月に施行された教育委員会の施策等の点検評価制度の意義

福岡県教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条に基づき、6 年継続で点検・評価に取り組み、改善に努めている。今年度もその結果を県議会に報告するとともに公表することは、教育行政施策に反映されるとともに県民への説明責任を果たしている。

(2) 県教育委員会が実施する点検・評価の手法

福岡県教育委員会は、福岡県が平成 24 年度から実施している「福岡県総合計画」の教育分野に関する部分を「福岡県教育振興基本計画」と位置づけ、この計画に基づいて単年度の「福岡県教育施策実施計画」を策定している。平成 25 年度からの点検評価は、従前の「福岡県の教育施策」に代わり、「福岡県教育施策実施計画」を対象としている。これにより今まで以上に県の総合計画を踏まえた教育施策の評価になっており、一般行政・教育行政が体系化され、県政一体となった取組を県民に公表するのに適切で効果的である。

今年度から「教育委員会の活動状況に関する評価」、「教育施策の推進状況に関する評価」の 2 項目から成り立っている。これは、「教育施策に関する指標の達成状況に関する評価」を「教育施策の進捗状況に関する評価」に含めて記載することによって、教育施策の推進状況と指標の達成状況が同一施策ごとに県民に円滑に説明できることになり適切である。

さらに、このことにより、施策ごとに、主な取組・事業、指標、成果、課題、対応を記載することになり、「平成 24 年度 主な取組・事業」に対する「指標」、「成果」、「課題」、「対応」が一連の流れとして体系的に把握できて、県民に分かりやすい説明になっている。

また、「教育施策の推進状況に関する評価」の対象を、具体的に、「福岡県教育施策実施計画」の主な取組・事業としたことによって、施策実施の PDCA サイクルの機能がさらに確立され、各施策が効果的かつ着実に実施されることが期待できる。

2 教育委員会の活動状況について

(1) 県民の視点に立った議論の必要性

福岡県教育委員会は、知事から独立した行政委員会である。そして、県教育行政の重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した 6 名の教育委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に教育委員会事務局等が事務を執行している。

教育委員会会議は、定例会・臨時会が積極的に開催されている。会議の議題は、原則・事前に送付した資料等で理解を深め、事務局提案の議題についても県民の視点に立った重要事項等が適時適切かつ慎重に審議されており評価できる。特に、施策に対する改善点や要望など積極的議論がなされており、会議のさらなる活性化が期待される。

(2) 委員協議会（勉強会）等による情報収集の必要性

主要施策、懸案事項、委員提案議題の協議等の委員協議会での十分な議論がなされている。今後も必要に応じて積極的な開催が実施されるとともに、十分に時間をかけての活発な議論が行えるよう取り組んでいくことが期待される。

(3) 教育現場の実態把握及び教育関係者との情報交換の必要性

県民に理解される教育委員会にするには、教育現場の現状を把握するとともに、委員の活動状況も知ってもらい、その役割と責任や存在意義を理解してもらうことが重要である。そこで、教育現場の現況と課題を的確に把握するため、学校訪問や学校以外の各種行事に出席、視察を実施し、県内各地の教育関係者と意見交換及び情報収集等を行うことは、現場の実情に応じた施策を展開できるため必要である。今後はさらに、視察回数の拡大や情報交換の充実に取り組むことが期待される。

(4) 教育委員会による情報発信の必要性

教育委員会の活動の情報発信は、管内視察や県中学校長会との意見交換の様子を新たに県のホームページに掲載するなどの努力が図られている。今後は、さらにホームページの充実、改善を図り、委員会活動を積極的に県民に情報発信していく取組が必要である。

(5) いじめや体罰問題等で指摘されている教育委員会の権限と責任等の在り方

いじめや体罰問題等は、我が国全体の喫緊の課題である。今、その課題解決を教育委員会に強く求める傾向にあり、福岡県教育委員会も 28 の施策の一つに掲げ、解決に向けた取組に努めている。しかし今や、教育委員会の権限・責任を超えた現代的教育課題も多くなってきている。教育基本法の第 10 条に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」となっている。また、第 13 条には「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」とある。この解決には、社会全体・地域ぐるみの関係機関団体による全体的な取組が必要である。そのためには、教育行政が核になり、学校教育・社会教育、福祉、健康、警察、法務等の行政や民間企業、関係機関団体を巻き込んだ総合的な課題解決の組織の確立と実践を図ることが必要である。

3 教育施策の推進状況について

(1) 「平成 24 年度福岡県教育施策実施計画」の 5 つの基本目標及び 5 つの柱については、福岡県は、教育基本法の目標を基本に据えながら、基本目標を掲げ、子どもたちの「学力」「体力」、そして学校・家庭・地域の「教育力」という 3 つの「力」の向上を目指している。平成 24 年度は、この基本目標の理念や県の総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、5 つの柱と 28 の具体的な施策を掲げている。教育施策が体系的に整理され、効果的・効率的な推進を目指しており、福岡県らしい教育目標と柱になっている。

(2) 施策の推進状況に対する意見について

「施策 5」の「体力の向上のための取組の推進」の「ふくおか体力アップ推進事業の実施」

では、「重点事業6」の「実績」が数値を入れて掲載されており、分かりやすい。

「子どもの体力の向上」については、継続的な検証改善サイクルが確立、指導力向上研修会、外部指導者の活用などの取組が実施され、小学校女子と中学校男女が、体力合計点において5年間で最も高い数値となり、中学校男女に体力の向上傾向がみられる等の成果が上がっているが、小中学校男女とも依然として全国平均を下回っている。今後は今の取組に加え、全ての学校で体育の事業に地域のスポーツ人材を活用する外部指導者の活用や、「一校一取組」運動の実施、教員の指導力の向上を図ることが必要である。

「施策6」の「体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり」では、「教員の指導力向上のための各種研修の充実」が図られるとともに、県立学校の運動部活動加入率が44.6%と全国平均を上回っており、関係者の努力は評価できる。武道やダンス等が必修になった今、事故防止に向けて指導者の指導力向上は喫緊の課題であり、さらなる指導者養成研修会の充実が必要である。また、地域人材の活用に向けてスポーツ人材バンク等の拡充も求められる。

「施策23」の「県民文化芸術活動の振興」では、県立高等学校の文化部活動の割合は伸びているが、県立美術館の入館者数が減少傾向にある。今後、知事部局、学校現場、民間企業、関係団体等との連携・ネットワーク化を図るとともに、「観られる美術館」として、インターネット等を活用した館側からの広報・情報発信が必要である。

「施策25」の「県民スポーツ活動の振興」では、トップアスリートを育成をめざして、競技力向上のための指導者養成や遠征・合宿が実施されるとともに、県立スポーツ科学情報センターの活用が促進されている。その結果、国民体育大会総合成績が9位になり目標の8位以内に迫る好成績を残している。一方、全国高等学校総合体育大会入賞数は減少しており、目標達成への努力がさらに求められる。今後は、指導者研修会の拡充とスポーツ関係機関団体等の強力な連携がさらに求められる。

「施策26」の「社会教育活動の推進」では、社会教育関係職員の資質向上研修、団体育成支援、ボランティア支援、関係機関団体との連携・協力の促進等が実施されており、県民の学習活動や学習成果の活用が促進されている。また、ふくおか社会教育ネットワークのホームページがリニューアルされ、アクセス件数も増加している。これから「個人の要望や社会の要請に応える（教育基本法）」社会教育の振興には、学習資源の情報提供・学習相談・活用が重要である。さらに、「生涯学習社会の実現には社会教育の役割は重要であり（第2期教育振興基本計画）」、社会教育の活性化が期待される。

「施策27」の「社会教育施設の充実」では、県立社会教育総合センター・英彦山青年の家・少年自然の家「玄海の家」・ふれあいの家4施設等の研修者数が増加している。また、県立図書館の貸出冊数が増加し目標値に迫るとともに、県立図書館、青少年科学館の入館者数が目標値を達成したことは関係者の努力が評価される。さらに今後は、県民のニーズを把握し教育・研修プログラムの開発に努めるとともに、時代の進展に対応した施設・設備等の拡充・改築が求められる。

「施策28」の「人権教育・人権啓発の推進」では、人権教育推進の中核となる指導者養成講座修了者の累計人数が増えている。今後はさらに人権教育・啓発が求められる。

○ 学識経験者意見 3

九州大学 教授 村上 裕章

1 点検・評価制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 27 条に基づく点検・評価の制度は、教育委員会の責任体制を明確化することを目的として、同委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものである。本年度は第 6 回の点検・評価となるが、後述するように、形式面及び内容面で大きな改善が行われ、一層充実したものとなっている。

評価方法については、従来と同様、点数評価ではなく、文章表現により具体的な課題を指摘する形式がとられている。このような手法は、表面的な評価にとどまらず、内容面について立ち入った実質的評価を行うのに適している。もっとも、この方式には、客観的な評価が難しくなるという短所もある。しかし、具体的な統計や指標の達成状況を示すグラフ等が掲載されており、上記のような短所がカバーされている。

2 教育委員会の活動状況について

昨年度までと同様、定例会（10 回）のほか、臨時会（12 回）や委員協議会（18 回）等が頻繁に開催され、全国的にみても活発な活動がなされている。傍聴者（21 名）も昨年度（14 名）に比べてかなり増加している。

現代行政における情報公開の重要性については、今さら強調するまでもない。この点、教育委員会のホームページでは、活動内容がかなり詳細に公表されている。特に、議事録に各委員の氏名入りで発言内容が掲載されている点は高く評価できる。平成 24 年度からは、過去の教育委員会の開催内容や移動教育委員会の活動状況等に加え、管内視察や県中学校校長会との意見交換の様子なども掲載され、一層充実した内容となっている。委員協議会（勉強会）の成果を公表したり、傍聴者数を議事録に記載するなど、情報発信のさらなる充実を期待したい。

教育委員会制度の存在意義を問う声が上がっている中、学校現場との対話を一層活発化し、現状と課題を的確に把握することにより、県民の視点から県の教育行政をこれまで以上に積極的に牽引していくことが望まれる。

3 教育施策の推進状況について

内容が多岐にわたるので、以下では、全体的な感想のほか、大学教員・法学研究者として筆者が特に関心をもっている事項を取り上げて、意見を述べることにしたい。

(1) 記載のスタイルについて

本年度は、各項目を見開き 2 頁とし、記載事項として「主な取組・事業」、「指標」、「成果」、「課題」、「対応」を設け、昨年度までは巻末に掲載されていた達成状況を示す図表を本文に組み込むなど、大きな改善がみられる。他方で、後述するように、スペースの関係

から重要なデータが省略されていたり、注が巻末に廻され、参照がやや不便になるなど、課題もあるように思われる。

(2) 全体の構成について

昨年度までは「福岡県の教育施策」に定める6つの柱に分けられていたが、本年度は「福岡県教育施策実施計画」所定の5つの柱が評価項目とされ、全体の構成も大きく変化した。

注目されるのは、「子供の体力の向上」(Ⅰ2)、「国際感覚あふれる子ども・若者の育成」(Ⅱ2(1))、「少年の非行防止と健全育成」(Ⅱ3)、「信頼される学校をつくる」(Ⅲ)などの項目が大きく取り上げられている点である。いずれも県民にとって関心が特に高いと思われる事項であり、高く評価できる。

(3) 個別の評価項目について

ア 個性や能力に富み、学力・体力を備えた子供を育てる(Ⅰ)

「確かな学力向上のための取組の推進」(Ⅰ1(1))については、一般に学生・生徒の学力低下が指摘されており、大学教員としても日々実感しているところである。特に本県の場合、累次の調査によって子どもの学力が全国平均を下回ることが明らかになっており、最優先で取り組むべき課題の一つである。平成24年度の調査でも、1教科区分以外は全国平均に達していないとの結果が出ている。一部に全国との差が縮まる傾向がみられるとはいえ、今後も重点的に施策を展開していただきたい。

「キャリア教育の充実」(Ⅰ1(3))については、職場体験活動やインターンシップの実施状況が引き続き向上している。県立高等学校卒業生の就職率も微増しており、従来の施策が功を奏しているとも考えられる。

「特別支援教育の充実」(Ⅰ1(4))については、平成24年度に太宰府特別支援学校が開校したほか、平成27年度に直方特別支援学校の開校が予定されている。特別支援学校職業教育支援事業や特別支援教育体制も、昨年度より向上している。

「子供の体力の向上」(Ⅰ2)については、本県における子どもの体力が全国的にみて低位であることから、重点的に取り組むべき課題の一つである。昨年度も多くの実業が行われているが、若干の体力の向上はみられるものの、なお全国平均に達していない。子供の運動習慣については、むしろ悪化の傾向がみられる。問題の重要性に鑑み、一層の努力を期待したい。

「体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり」(Ⅰ2(2))については、武道が教育科目として導入されたことから、危険防止のための指導・対策が特に重要と思われる。あわせて、全国的に部活等における体罰・暴力等の問題が発生しているので、この点についても適切な措置を講じる必要がある。

イ 豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる子供・若者を育てる(Ⅱ)

「国際感覚あふれる子ども・若者の育成」(Ⅱ2(1))については、国際コミュニケーション能力が社会人にとって必須となっている中、独立の項目として取り上げることは時宜にかなったものである。内容面でも、高校留学助成金の支給、外国語指導助手の活用など、施策が一層充実し、高校生の海外留学も増加傾向にある。大学に対して学生の海外留学の促進が強く求められているが、早期の語学教育がより効果的であることから、初等・中等教育

における一層の取組を期待したい。

「いじめ・不登校、ひきこもり問題の解決」(Ⅱ 2 (6))についても、県民の関心が非常に高いと思われる。スクールカウンセラーの活用、相談体制の充実、関係機関・地域との連携などの施策が行われている。事前防止に努めるとともに、いじめ等の問題が発生した後も、隠蔽などが行われないよう、適切に対処する体制を構築していただきたい。

「少年の非行防止と健全育成」(Ⅱ 3 (1))については、本県においては薬物乱用等による検挙者数が多いことから、重点的に取り組むべき課題の一つであり、項目として明示したことは適切である。薬物乱用防止教室を実施している学校は順調に増えており、今後も一層の充実が望まれる。

ウ 信頼される学校をつくる(Ⅲ)

「信頼される教職員の育成」(Ⅲ 1 (1))については、教員採用試験の改善、「ふくおか教員養成セミナー」の実施、教員評価の充実、副校長等の新たな職の配置等が進んでいる。本県においても教員の年齢構成がいびつであることから、世代交代を円滑に進めるよう、適切な措置を講じる必要がある。

「安心して学べる学校づくり」(Ⅲ 1)については、昨年度と比べて記載内容がかなり充実しており、県民の強い関心に応えるものとなっている。平成 24 年度は学校防犯セミナー事業、交通安全教育、防災教育等が実施され、学校施設の老朽化対策等も進んでいる。もっとも、交通安全教育については、特に中学校における実施が依然として低調である。自転車事故が急増していることから、自転車運転に関する教育が特に重要と思われる。校舎の耐震化については、県立学校が平成 27 年度までに完了の見込みであるのに対し、市町村立学校は遅れる可能性があるとのことである。児童・生徒の生命・身体に関わる問題であるから、できるだけ迅速に完了できるよう尽力していただきたい。

「地域に開かれた学校づくり」(Ⅲ 2 (1))については、自己評価及び学校関係者評価の実施率は 100%となっている。これに対し、学校評議員設置率は、高等学校で 100%であるのに対し、小中学校では頭打ちとなっているが、学校運営協議会を導入している学校(コミュニティスクール)は増加している。学校施設の開放については、開放校数及び開放回数は増えているものの、利用人数はむしろ減少しているようであり、この点については、原因を調査し、改善につなげていただきたい。

エ 文化・スポーツ・社会教育の活動を盛んにする(Ⅳ)

県立図書館、県立社会教育施設、青少年科学館等の利用者は順調に伸びている(59～60 頁)。これに対し、県立美術館(51～52 頁)や九州歴史資料館(53～54 頁)の利用者は伸び悩んでおり、有効な対策を講じることが期待される。

資料等

○ 資料等

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

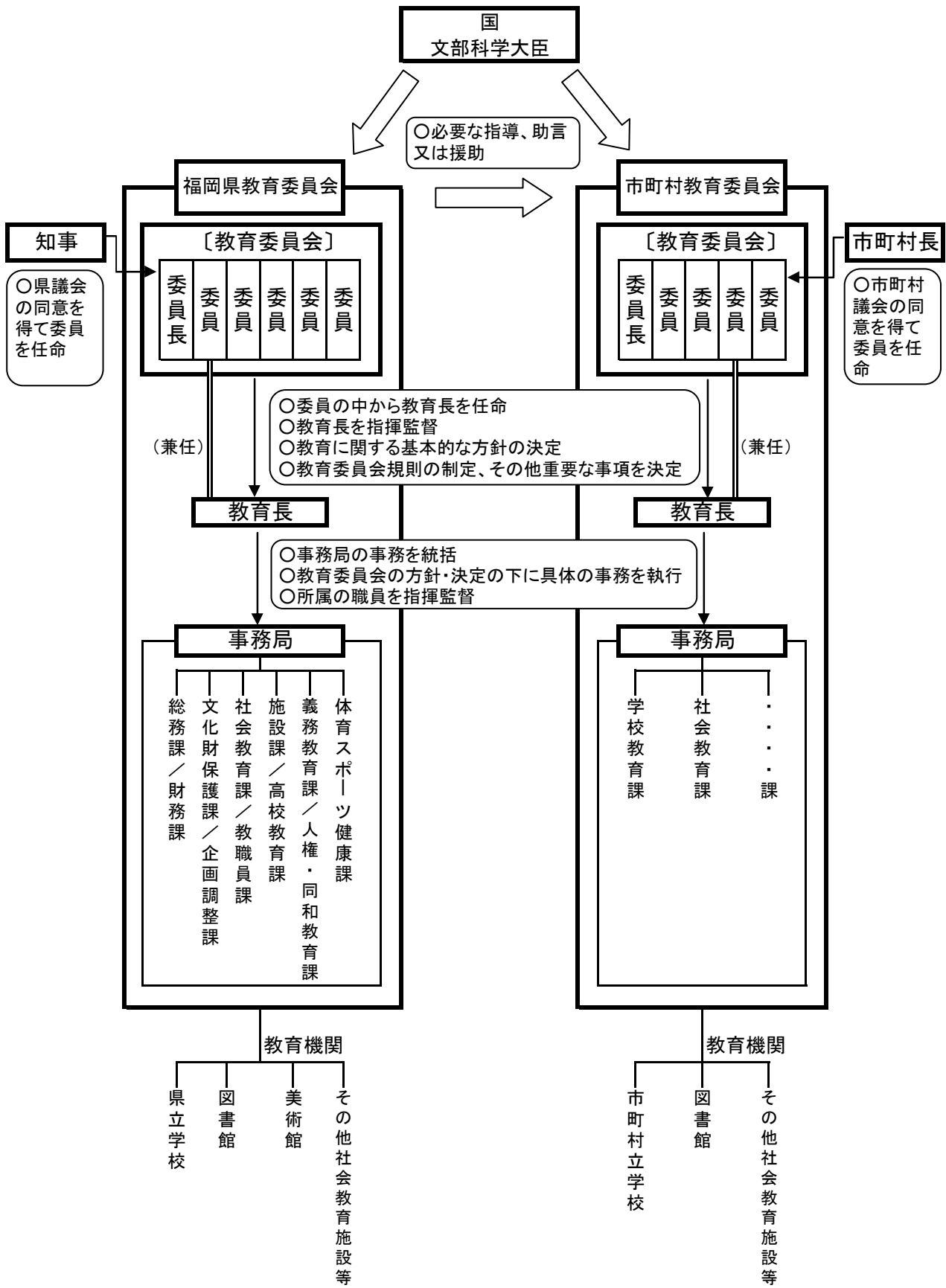
(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

教育行政の仕組み



※教育委員会委員数は原則5人、ただし、条例で定めるところにより、都道府県・市は6人以上、町村は3人以上にすることが可能。福岡県教育委員会は6人で構成。

福岡県内学校数等一覧

平成24年5月1日現在

学校種別	設置者		学校数			学級数	児童・生徒数			教員数(本務者)			職員数		
			計	本校	分校		計	男	女	計	男	女			
幼稚園	計		490	488	2	3,013	67,329	34,185	33,144	4,768	358	4,410	826		
	国		1	1		3	82	38	44	5	1	4	1		
	公		62	62		204	4,186	2,071	2,115	315	18	297	10		
	私		427	425	2	2,806	63,061	32,076	30,985	4,448	339	4,109	815		
小学校	計		767	759	8	10,657	275,748	141,138	134,610	16,041	5,574	10,467	3,422		
	国		3	3		43	1,444	720	724	62	48	14	31		
	公		756	748	8	10,529	271,727	139,431	132,296	15,829	5,469	10,360	3,344		
	私		8	8		85	2,577	987	1,590	150	57	93	47		
中学校	計		375	372	3	4,674	142,711	72,891	69,820	9,707	5,376	4,331	1,313		
	国		3	3		30	1,096	551	545	55	38	17	1		
	公	小計		345	342	3	4,421	134,425	69,184	65,241	9,203	5,070	4,133	1,224	
		県		2	2		18	705	306	399	36	20	16	2	
		市町村組合		343	340	3	4,403	133,720	68,878	64,842	9,167	5,050	4,117	1,222	
	私		27	27		223	7,190	3,156	4,034	449	268	181	88		
高等学校	全日制	計		161	161		2,002	129,168	64,731	64,437	8,229	5,584	2,645	1,828	
		公	小計		102	102		2,002	77,254	38,237	39,017	5,298	3,543	1,755	1,246
			県		92	92		1,810	69,906	35,746	34,160	4,734	3,176	1,558	1,146
			市町村組合		10	10		192	7,348	2,491	4,857	564	367	197	100
			私		59	59			51,914	26,494	25,420	2,931	2,041	890	582
	定時制	計		23	21	2	177	3,528	1,675	1,853	345	237	108	63	
		県		21	21		167	3,385	1,626	1,759	321	224	97	59	
		市町		2		2	10	143	49	94	24	13	11	4	
	通信制	計		5	5			4,435	2,240	2,195	54	37	17	13	
		県		1	1			1,595	736	859	30	21	9	6	
		私		4	4			2,840	1,504	1,336	24	16	8	7	
		専攻科		11	11			835	140	695					
	中等教育学校	計		2	2		21	687	313	374	58	42	16	12	
		県		1	1		18	660	303	357	51	37	14	11	
		私		1	1		3	27	10	17	7	5	2	1	
特別支援学校	計		40	40		1,249	5,193	3,329	1,864	2,820	1,148	1,672	495		
	県		21	21		574	2,490	1,582	908	1,347	621	726	347		
	市		19	19		675	2,703	1,747	956	1,473	527	946	148		

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2121200
登録年度 25	登録番号 0001

問い合わせ先：福岡県教育庁教育企画部企画調整課

電話 092-643-3880（企画調整班）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>